

令和元年

宝達志水町議会会議録

第4回定例会

令和元年12月5日 開会

令和元年12月13日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第50号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第51号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和元年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 令和元年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和元年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議案第59号 第2次宝達志水町総合計画基本構想の策定について
- 議案第60号 宝達志水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第61号 指定管理者の指定について
- 議案第62号 指定管理者の指定について
- 議案第63号 指定管理者の指定について
- 議案第64号 和解に係る損害賠償の額の決定について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和元年12月5日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	8 番	守 田 幸 則
3 番	松 浦 文 治	9 番	北 本 俊 一
4 番	林 稔	10 番	金 田 之 治
5 番	塚 本 勇 仁	11 番	小 島 昌 治
6 番	土 上 猛	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 金 田 成 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	高 下 栄 次
参事兼総務課長	松 栄 忍
参事兼財政課長	村 井 仁 志
危機管理室長	村 井 康 志
情報推進課長	村 山 敬 一
企画振興課長	安 達 大 治
住民課長	荒 井 雅 子
税務課長	定 免 文 江
健康福祉課長	一 家 剛
健康づくり推進室長	小 川 智 子

農林水産課長	越 野 好 則
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事務局長	濱 中 豊
教 育 長	北 山 茂 夫
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長	定 免 敏 彦
文化財室長	村 井 伸 行

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第50号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第51号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第52号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第53号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第54号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第55号 令和元年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第56号 令和元年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第57号 令和元年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 宝達志水町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関

する条例について

- 日程第13 議案第59号 第2次宝達志水町総合計画基本構想の策定について
- 日程第14 議案第60号 宝達志水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第64号 和解に係る損害賠償の額の決定について
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第22 諮問案件の採決
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 町政一般についての質問
- 日程第25 委員長報告（決算特別委員会）
- 日程第26 委員長報告に対する質疑
- 日程第27 討論
- 日程第28 採決
- 日程第29 議案の委員会付託

◎開会・開議

○副議長（塚本勇仁君） 議長が用務のため、遅れていますので、副議長の私が代わって議長の職を務めさせていただきます。

あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和元年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（塚本勇仁君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、6番 土上 猛君、8番 守田幸則君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（塚本勇仁君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（塚本勇仁君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月13日の9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（塚本勇仁君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、商工会に対する令和2年度補助金要望額の完全予算化に関する要望についてほか1件の要望書をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から、令和元年9月分から10月分までに關する例月出納検査の結果報告、

定期監査及び財政援助団体等に係る監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで、諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○副議長（塚本勇仁君） これより、本日提出のありました議案第50号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和元年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜わり、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次、御説明をいたします。

初めに、自然災害について申し上げます。

この1年を振り返りますと、日本各地で自然災害の際立った年でありました。

特に、10月12日に本州に上陸した台風19号は、関東、甲信、東北地方など広範囲において記録的な大雨となり、多くの河川で堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしたところがあります。この台風によりまして亡くなられた方々とその御遺族に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町では、幸いにも大きな災害は発生しておりませんが、近年の大規模かつ広範囲に被害が及ぶ気象災害に鑑みますと、災害に対する意識と平時からの備えは不可欠であります。

今後も、町民の安全を第一に災害対策に万全を期してまいります。

町民の皆様におかれましても、気象情報や安心ホットメール等に十分留意していただき、まず自分の身は自分で守るという自助を基本とし、日ごろからの備えに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、来年度の予算編成方針について申し上げます。

去る9月5日に公表された令和2年度の政府概算要求は、一般会計の総額が約105兆円となり、今年度の102兆7,000億円を上回る過去最大規模となっております。高齢化を背景とした医療や介護、年金などの社会保障費が増加し、政策拡充の範囲に限られる中、政府の成長戦略に掲げる地方施策の強化に積極的に取り組まれることを期待するところであります。

さて、国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復が続くものの、海外における政治・経済情勢の不安要因や金融市場の変動の影響等により景気の先行きに不透明感が高まっています。また、地方財政においては、厳しい現状及び現下の経済状況等を踏まえ、一般財源の確保が一層難しくなってきます。

こうした中、本町においては、平成30年度決算ベースで実質公債費比率は8.0、将来負担比率は35.3と前年度よりそれぞれ2.7、25.6ポイント改善され、これまでの行革の取り組み、繰り上げ償還の効果があらわれたところであります。しかし、改善傾向にあるものの楽観できるものではなく、中長期的には公共施設の老朽化、統廃合に伴う経費や社会保障費の増加が見込まれる中、起債残高を着実に減らし、健全な財政状況を堅持していかなければならないと考えております。

来年度は、「育てよ！町の宝～未来を担う若者が育ち、みんなが誇れるまちづくり」をテーマに、今後10年間のまちづくりの指針となる第2次宝達志水町総合計画の初年度に当たり、直面する人口減少や少子高齢化に対応するため計画されている成長戦略を着実に実行し、成果を上げていくことが求められています。

本町の将来の発展を見据え、魅力にあふれたまちづくりを実現するために、効果的・効率的な予算編成に取り組むこととしておりますので、町民の皆様を初め議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、来年1月17日に開催いたします水源の森の集い「森林の多面的機能を見直すセミナー」について申し上げます。

本町のシンボルであります宝達山は、平成7年に林野庁の水源の森百選に選定され、本町の誇り得る貴重な財産となっております。

水源の森とは、貴重な水資源を得るために森林所有者はもとより地域住民の努力のもとに維持されてきた代表的な森林が選定を受けております。

こうした中、宝達山において落葉広葉樹を植え、森林の多目的機能をさらに高めて後世に引き継ぐことを目的として、宝達山水源の森づくり協会が設立されております。本年、

当協会が20周年を迎えることから、金沢市のしいのき迎賓館において水源の森に関するセミナーを開催することとしております。

まず、基調講演として、林野庁長官、本郷浩二氏より「森林の多面的機能について」と題して講演をいただくこととしております。引き続き、本町文化財室長による歴史講演も予定しております。さらに、有識者による「森林の果たすべき役割と今後の展開」としてパネルディスカッションを行うこととしております。

当セミナーを初め、今後も植樹を通じて水源涵養の機能が維持され、宝達山の豊かな自然を守り続ける活動が展開されます。町民の皆様には、当協会の趣旨に御賛同いただき、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたします補正予算関係8件、条例、人事、その他関係9件について御説明申し上げます。

まず、議案第50号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、703万4,000円を追加し、総額を77億9,964万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしまして、総務費では役場庁舎の修繕工事に所要の経費を追加するほか、地方自治法施行規則の一部改正に伴う財務会計システム改修に必要な経費を追加するものであります。

民生費では、平成30年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金及び子育て支援事業における乳幼児医療給付費を追加するものであります。

衛生費では、母子保健情報の利活用に係る情報システム改修に必要な経費を追加するものであります。

農林水産費では、イノシシ捕獲頭数の増加に伴い奨励金を追加するほか、石川県が実施する広域農道整備に係る県営事業負担金を追加するものであります。また、経営体育成事業費及び農地集積・集約化対策事業費は、いずれも事業費の確定により減額するものであります。

教育費では、就学困難な児童に係る就学援助として中学校教育支援費に所要の経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰越金を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。

追加いたしますのは、来年度当初から契約の履行が必要な例年の経常的経費に属するもののほか、指定管理として温泉施設古墳の湯、認定こども園の業務委託に要する経費について債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第51号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、1,309万9,000円を追加し、総額を16億5,006万8,000円とするものであります。

歳出では、オンライン資格化及び在留資格等に係るシステム費用のほか、保険給付費交付金の平成30年度精算による交付金の返納金及び退職被保険者に係る納付金を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、繰越金、諸収入を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、来年度当初からの契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第52号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、798万3,000円を追加し、総額を2億758万3,000円とするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、後期高齢者医療保険料、繰越金を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第53号から議案第56号の介護保険、ケーブルテレビ、水道事業、下水道事業の2特別会計及び2公営企業の補正予算につきましては、いずれも債務負担行為の追加であります。来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第57号 令和元年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、損害賠償に要する経費として収益的支出において和解金150万円を追加

計上し、収益的収入ではその他医業外収益に損害賠償責任保険金150万円を追加計上する
ものであります。

債務負担行為の補正については、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事
業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第58号 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用
職員制度が導入されることに伴い、本町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第59号 第2次宝達志水町総合計画基本構想の策定についてであります。

本案は、町政を総合的かつ計画的に運営するまちづくりの指針である総合計画において、
まちづくりの将来像、施策大綱等を明らかにする基本構想を策定することについて、議会
の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 宝達志水町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本案は、羽咋郡市広域圏事務組合が実施する公立羽咋病院の外壁等建物改修事業、空調
設備等設備改修事業、電気室内設備等改修事業、適温配膳車導入事業、診察案内等表示シ
ステム導入事業の実施に要する経費について、過疎地域自立促進特別措置法第12条の規定
による過疎地域自立促進のための地方債をもってその財源とするため、本町の過疎地域促
進計画の一部を修正及び事業名等を追加するものであります。

次に、議案第61号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、町所有の集落センター等について、各区からの申請により引き続き区を指定管
理者として指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもので
あります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第62号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水町温泉施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地
方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第63号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水町認定こども園及び宝達志水町子育て支援センターの管理を行わせる

指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものがあります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう2年間であります。

次に、議案第64号 和解に係る損害賠償の額の決定についてであります。

本案は、和解に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この件につきましては、平成27年9月に町外の医院と当時の国民健康保険志雄病院を受診した患者が、両医療機関の診療により後遺症が残ったとして町外医院と当町を提訴しておりましたが、このたび和解が成立し、連帯して支払う損害賠償金のうち1割を当町の負担とすることで額が決定したものであります。

なお、これに係る損害賠償額につきましては、全額保険により支払われるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、来年3月31日をもって任期満了となる梅田喜代美氏の後任に、宝達志水町河原口118番乙地、野崎 篤氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、来年3月31日をもって任期満了となる越後雅子氏の後任に、宝達志水町小川2の部45番地4、長谷川明弘氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切な決議を賜われますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（塚本勇仁君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○副議長（塚本勇仁君） お諮りします。諮問第2号及び諮問第3号は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（塚本勇仁君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号及び諮問第3号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

◎諮問案件の採決

○副議長（塚本勇仁君） これより採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決します。

本案は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（塚本勇仁君） 異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決します。

本案は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（塚本勇仁君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○副議長（塚本勇仁君） 次に、諮問第2号及び諮問第3号を除く全議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番 小島議員。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 議案第58号への質疑であります。

国の法律が、臨時などの非正規の公務員の方々の労働条件の向上を決めたことに伴う町条例の改正ですが、国は予算も出さないで地方に非正規の職員の労働者の労働条件を向上をうたっているのは今後の課題ですが、今回の条例改正で全ての町の非正規の労働者の、非正規の労働者の労働条件、給与等の労働条件が改善されていくのかどうか、全ての、それを担当部局の総務課長にお聞きします。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 参事 松栄 忍君。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） 11番 小島議員の議案第58号に対する質疑にお答えい

たします。

今年度の非正規、いわゆる臨時・嘱託職員でございますけれども、来年度も継続して会計年度任用職員として雇用されるにおいても、特段の、原則論ではございますが、現状の状況を踏まえてその雇用に際しては十分配慮してまいりたいと思います。

○副議長（塚本勇仁君） 11番。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私がお聞きしたのは、労働条件がよくなるのかどうか、給与も含めて、非正規の方々、それをお聞きしているんです。事前に報告はしてあるんですけども。

○副議長（塚本勇仁君） 参事 松栄 忍君。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） 大変失礼いたしました。的確なお答えではございませんでした。

現状以上の、少なくとも現状維持の待遇ということで考えております。

○副議長（塚本勇仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（塚本勇仁君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○副議長（塚本勇仁君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 私は、2点質問をさせていただきます。

まず、宝達志水病院の運営についてであります。

厚生労働省は、ことしの9月26日の有識者会議で、全国の自治体などが運営する公立・公的病院のうち、再編や議論が必要と判断した424施設の病院名を公表し、対象となる医療機関は来年9月までに何らかの対応をとるよう要請すると発表がありました。この424施設の病院の中に本町の宝達志水病院も含まれており、突然の報道に病院や医師、職員は

もとより多くの町民は、病院がなくなってしまうのではないかと大変混乱をしております。

もともと本町の病院は、昭和の大合併時に町立志雄病院として旧5村の村民を結びつける対象として誕生した歴史があります。先人たちが多くの困難を克服しながら現在に至っている大変意義深い病院でもあります。

このように、本町にとってはなくてはならない病院を、全国一律の基準により機械的に分析・分類したデータをもとに病院名を公表したことは、これまで病院の存続に費やした多くの人たちの努力を踏みにじる許しがたい暴挙と言わざるを得ません。

今回の発表をどのように通知されていたのか、去る10月16日に開催された病院運営特別委員会で質問をしました。執行部は、診療実績が特に少ない病院、構想地域内に一定以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつお互いの所在地が近接している病院が対象となっているとして、今後は名前を公表された病院は具体的な対応、方針の再検証を求められ、県は地域医療構想調整会議を開催し、具体的な方針の再協議を行うことが決まっているとの説明でありました。

また、町長は、当院は地域において大切な役割を果たしており、期待に込んでいるといろんな場を通じて主張し、この病院をしっかりと守っていくとの答弁でありました。

報道が地元紙に報道された9月26日から今月まで、具体的にどのような対応をしたのか、また町長自身がどのような行動を行ったのか、さらに今後どのように対応していくのかお尋ねをいたします。

2つ目、第2次町総合計画と小学校、保育所の統廃合について。

次に、今定例会において議案提出されました第2次宝達志水町総合計画基本構想では、町の人口を10年後の2029年には1万人を確保を目指すといえます。また、15歳未満の年少人口は1,000人と推計されています。これは、5年前の2015年の1,426人から15年で400人が減少するという試算であります。

また、既に公表されている国立社会・人口問題研究所の推計では750人となっております。5年前の約半数に減少するようであります。

今年度、本町の出生見込み数も40人弱と聞いております。それ相当の対策を講じなければ達成できない目標値であろうと思います。

今年度の当初予算では、成長祝い金の一部のごく少数の意見をもとに一律3万円に減額をすると、子育て支援を後退させる施策を町長は打ち出しました。今後どのように充実した、また効果のある対策を講じるのか、注目をいたしたいと思います。

さて、本題であります。小学校、保育所の統廃合についてであります。

町長は、就任してから約3年がたとうとしておりますが、小学校については以前の計画と同様、志雄地区、押水地区に1校ずつ、志雄地区では志雄小学校に統合し、保護者に説明会を行い、2023年度の開校を目指すという、北議員の質問でも答弁をしておられました。しかし、いまだ一向に進んでおらず、説明会すら行っていない状況です。

保育所については、北大海第一保育所を新築できるぐらいの2億円もの改修費用を計上をされております。また、同等に老化をしております中央保育所も改修も行おうとしておられます。

今回の基本構想で15歳未満の少年人口1,000人という2030年推計値は、現在のゼロ歳から4歳までの乳幼児が300人であるのに対して余りにも過大であり、希望的、期待値が大き過ぎると思います。

現在は、国立社会保障・人口問題研究所の数値に近い数値で推移しているのではないかと考えております。この研究所では、2030年、年少人口の推計は、児童・生徒を5年前の半数の750人と見込んでおるようです。

基本構想の中でまちづくりの基本的方針、子育て環境と言えば宝達志水町とされるような支援施策の充実、特性ある施策及び学校教育の充実が重点と示されていますが、過大とも思える推計値で第2次総合計画の中で小学校、保育所の統合をどのように進めていかれるのか、何を持って重点方針としているのかお聞きします。

何よりも、1万人の人口、4,000を減少するということを認め、片や学校、保育所については何ら変更なしというように受けとめますけれども、これでは少しおかしいのではないかと思いますので、その辺のところを含めて御答弁をお願いします。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 金田議員の御質問にお答えします。

まず、宝達志水病院の運営についてでございますが、厚生労働省において、公立・公的病院1,455施設のがん、心疾患、脳卒中、救急、小児診療等の9項目の実績データを診療実績が特に少ない、診療実績が類似し、かつ近接している医療機関があるの2要件で分析し、いずれかに該当する公立・公的医療機関等を再検証対象医療機関として位置づけした公表は、地域の実情を踏まえず配慮に欠けたものと感じております。

今回の公表は、高度急性期・急性期に着目した全国一律の基準で機械的に行われたもの

であり、地域医療の実態を考慮・反映したものではないと認識しております。

今回の分析領域には、在宅医療と介護の連携といった地域包括ケアへの取り組みが含まれておらず、地方の中小病院には不利な設定となっており、当院の強みである在宅医療などが全く評価されておられません。

このようなことから、今回の公表の仕方は一方的に行われたものであり、入院・通院中の患者さんやその御家族、現場において混乱を招くものと考えます。

町としては、医療資源の現状把握や将来の医療需要の見通しなどに基づいて、町立医療機関が担うべき役割、機能などを示すこととしております。また、地域の実態に即した地域医療構想調整会議の活性化や医師確保などの抜本的な対策実施について、引き続き国・県に対し強く要望していきたいと考えております。

また、既に全国町村会長名で、地域医療構想の進め方に関する意見書、全国知事会・市長会・町村会の連名で地域医療確保に関する国と地方の協議の場の設置についての意見書が提出されておりますが、私といたしましても、現状を基本に運営を続ける考えでございます。

次に、第2次総合計画と小学校、保育所の統廃合についての御質問にお答えいたします。

現在、総合計画においてまちづくりの将来像、施策の大綱等を明らかにする基本構想をまとめたところであり、今定例会において議決をいただく提案をさせていただいているところでございます。

小学校の統廃合につきましては、総合計画におけるまちづくりの基本方針の一つとして「誇り高き若者を育てる」と掲げており、町の未来を担う子どもたちが町に対する誇りを持ち、強く心豊かに育つよう、学校を取り巻く諸条件を踏まえ、よりきめ細やかで多様な教育内容の実践や教育施設の整備・充実を考えております。

また、学校は地域の未来の担い手である子どもたちを育む場であることから、まちづくりのあり方と密接的な関係があります。このため、小学校の統廃合につきましては、これまでに議会で答弁しておりますように、志雄、押水地区に1校ずつの計2校に統廃合したいと考えておりますが、押水地区の場所につきましてはただいま検討中ですので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

保育所の統廃合については、児童を地域で伸び伸びと育てること及び保護者の送迎に係る負担等を考慮し4保育所を堅持していきたいと考えており、現在のところ保育所の統廃合は考えておりません。そのため、必要な改修等を計画的に実施し、未就学児の教育・保

育環境の整備を行っていきたいと考えております。

策定中の第2次総合計画基本計画の中でも、未就学児の教育・保育の質の向上と環境の整備を施策の展開方針として位置づけ、取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

その他のことについては所管課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○副議長（塚本勇仁君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔宝達志水病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（濱中 豊君） 10番 金田議員の御質問にお答えいたします。

病院としては、最優先すべきは患者さんやその家族、病院で働くスタッフの不安を払拭することです。

報道翌日には、病院全職員に対し地域医療構想の背景や意味について説明をするとともに、当院は統廃合することは決してない、経営状況を含め説明をしております。

また、既に各報道機関でこの統合再編検証への影響や課題について、西澤委員長、私のほうから意見を述べさせていただいております。

今後ですが、年内、12月でございますが、石川県地域医療調整部会等で当院の現状や当院の医療ニーズについて、人口動態を含め根拠あるデータをもとに誠意をもって説明をしていく予定でございます。

要望する骨子については、地域医療の実現に必要な協議に際しては、地域の実態を考慮し、慎重な対応をお願いしたい。

また、町立宝達志水病院は、石川県医療計画に示すとおり平成26年、2014年から2025年にかけて必要とされる病床計画をもとに病床数を決定、既にマイナス30%の病床を削減し、新病院をつくっております。よって、ダウンサイジングは全て終えていることから現状を堅持してほしいということを申し上げて会議に臨みたいと思います。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） ただいまの病院の問題につきましては、調整会議、それからその一段上の町村会等で要望をしているということでありましたけれども、私の言っているのは、新しい病院、宝達志水病院が3年前に建設をされました。そのときには、県の厚生労働部と何回にもわたり調整をしながら、100床あったものを80床に減らし、そして70床ま

で減らして承認を受けたわけであります。勝手にやっておるものではなく、県の厚生労働部とつい2年前にそういった協議をして、そして建設に至ったということでありますから、まずやはり、先ほど濱中事務局長は、院長と濱中事務局長で対応しているということでありますが、町民にこれだけ不安を与えた案件でありますから、少なくとも町長みずからが県に出向いて、これでは困るということを国に対しても同様、そういった申し入れを政治のラインで反論をしていくということも、町民に理解を得る大きな力になるのではないかと考えますが、その辺いかがですか。お答え願いたいと思います。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 10番 金田議員の再質問にお答えをいたします。

私自身の主張、そういったものも大切だと思います。

先月の町長会におきまして、知事等交えた意見交換の中で、特にお時間いただいて病院のことについてお話をさせていただいております。我が町にとってどれだけ大切なものであるか、そして建設に際しての経緯等も踏まえてお話をさせていただいております。

また、国・県においても、どのような主張の仕方がいいのかと、そういったものを十分考慮して行動する、主張する、そのようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 今ほど答弁ありましたけれども、私の言っている真意は、確かにそういった大きな会合で主張をされているということですが、県内に7つの病院が名指しされておるわけです。その取り組みを見ますと、やはり町長はこの町のトップリーダーです。病院の開設者です。それがそういったことを甘んじて黙って受け取るんじゃなくて、即反応して、どうあれこれはつづけていってもらわないと困るということをここに表明するべきであろうという思いがしますけれども、それがどうも反応が鈍いということで、マスコミ等の報道でも見られるとおり、ほかの病院とはちょっと一段弱いのかなという気持ちがいたしております。

そんなことで、やはりここまで積み上げてきて、ここまで皆さんで討議してやってきた病院を、皆さんの、全県下の首長さんのおられる中で主張するのも、それも一つでしょう。

しかし、経過を見ますと、やはり一番先にこれは困るという話を県に伝えるべき案件であろうという私は強い気持ちを持っておりますので、その辺のこと再度、御答弁を願いたいと思います。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 金田議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、課長からもございましたけれども、調整会議等で我々の対象となっておるよう病院、そういったところの意見も調整されていくわけでございます。そういった場で、まずしっかりとお話するのが大切であると思っておりますし、そういったことも見ながら私も必要な行動はしていきたいと思っております。

いずれにしましても、私もこの病院が再編・統廃合されてしまうということは決して認められないことでございます。現状を基本にしっかりと運営が続けられていくように取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 総合計画と小学校、保育所の問題でございますけれども、先ほどの答弁では、2つの小学校、4つの保育所というふうに答弁をされております。

確かに、考え方ですからそれもそうかということでもありますけれども、人口の推移を見ますと、どうしても避けられないような数字がどんどん出てきております。

過去には、小学校1つ、中学校1つ、そしてまた一貫校というような話もあったような記憶もあります。そんな中の危機的な人口動態について、私は一方では人口減少、4,000人近くの人口減少を認めながら、一番大切な、何が大切といっても町の教育、子どもの教育、子どもの育て方が一番大切だと感じております。そんな中で、いずれそういった時代が必ず来ると私は確信をいたしております。

そんな中で、やはりいろんな施策はあるでしょうけれども、大きな町の指針を決める総合計画で、そういったことを片一方は減ることを大きく認め、片一方はそのままというのでは、ちょっと議論がかみ合わない、そして心配だということでもありますので、コメントをお願いします。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 10番 金田議員の御質問にお答えをいたします。

人口動態においては、大きな減少というものが予測されるわけですが、その予測の中において、保育所というものが今、4つの中で検討されておるといふか、それがさらに減れば、やっぱり子育て環境も悪いほうに行くわけです。とすれば、人口はなお早く減っていくんだろうとも思います。そういったことも考えて、4つは残しておきたい。

金田議員のおっしゃられるとおり、子育ての環境、教育の環境、こういったものは本当に大切なことですので、そういった観点からも、先ほどお示ししたような施設の数でやっていくのが大事だと思っております。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 次に、6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） 私は、今定例会において3点御質問したいと思います。

まず、1点目でございますが、簡易野球場のフェンス修繕工事についてお聞きいたします。

野球場のフェンス倒壊による修繕工事が、春先に予算もついているのになぜこの時期まで工事が着手できなかったのか不思議でなりません。このいきさつをお聞きいたします。

また、以前は業者の選考においても、体育施設の管理士のいる業者を選考していましたが、今回は何を基準に選考したのか、副町長にお聞きしたいと思います。

また、2点目の喫煙対策について、私は6月定例会において喫煙対策をきちんとしたほうがよいと思いますがどうされるんですかとお聞きしました。町当局の返答は、大集会室の東側を改良して分別の喫煙を図りますと返答していましたが、いまだ改良もしていませんが、いつ実施するのか期限をはっきり言っていただきたいと思います。

他の市町村も、もう早めに対応しております。うちの町はいまだに対応しておりません。そういうところを踏まえて、期限をはっきり言っていただきたいと思います。

3点目につきましては、大雨による町道の冠水被害の整備についてお聞きします。

大雨になると、決まって町道が冠水するルートが、町道柳瀬敷波2号線JR下から東方向150メートルの範囲、及び交差点から東側200メートルの地点、樋川の小学校の通学路にも当たるところまでですけれども、また荻島柳瀬1号線、羽咋市寄りの7戸のまとまったエリアの3カ所が身動きできなくなるほど町道が冠水する状態になり、車も人も動きが取

れない状態を一刻も早くクリアしていただきたいと思っております。車も通行どめの状態になります。

どうすればよいか、打開策は町のほうでも考えていると思っておりますので、早期着工をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 6番 土上議員の御質問にお答えいたします。

まず、喫煙対策についてですが、6月議会において、受動喫煙に配慮しながら屋外で喫煙できるスペースを確保したいと答弁しております。

現在は、特定屋外喫煙場所として大集会室東側の屋外に区画を設けたところであり、今のところ改良等は考えておりませんので、御理解を賜わりたいと存じます。

次に、柳瀬地区の冠水につきましては、平成26年度に当該地区において冠水対策の調査業務を行い、原因などの調査及び課題の追及を行っております。

冠水の原因として考えられるのは、近年の想像を超えるような短期集中豪雨などによる大雨の影響で、既設排水路の流下能力を超えることが大きな原因と考えられます。

排水路の整備には多額の工事費が必要である上に、抜本的な解消には雨水が流れ込む2級河川長者川の大規模な改修が必要と考えられ、早期実現は大変厳しいのが現状でございます。

この改修につきましては、県とも、県にも事情はおわかりいただいておりますけれども、今後もこうした状況が改善されるように粘り強く、また誠心誠意協議をさせていただきたいと思っております。

その他の質問につきましては、所管課長から説明をさせていただきます。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 6番 土上議員からの質問に対してお答えさせていただきます。

議員のほうから質問がありました、なぜ野球場のフェンス工事がこの時期までずれ込んだのかにつきましては、私もそこまでのことはよく存じておりませんが、そのあたりにつきましてはこの担当課長のほうから、この時期のずれ込みについては説明させるようにいたします。

なお、私、副町長が入札の委員会の委員長を務めております関係上、業者選考基準について問い合わせがあった件ですが、何月、10月、11月か、よく覚えていませんが、このフェンスの修繕ができる業者として5つか6つほどの業者がたしか上がっていたと思います。すみません、詳細は覚えておりませんが、いずれにせよ委員会の場では、修繕にできる業者ということで幾つか業者上がっておりまして、それについては特段問題のある業者はなかったというふうに記憶しております。

答弁は以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 生涯学習課長 定免敏彦君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） 6番 土上議員の御質問にお答えいたします。

白虎山公園簡易野球場は、主に子どもたち、学童野球が使う施設のため、フェンス改修工事を進めるに当たり利便性、それから安全性を確保するために、施設利用者と協議をさせていただきました。

この協議の中で、年度当初に工事を着手すると、今年度既に決まっている各種大会や練習試合などの年間スケジュールに影響が出るため、秋以降に工事を発注することで了承を得まして工事を発注したところでございます。

以上でございます。

○副議長（塚本勇仁君） 6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） まず、簡易野球場の件から御質問したいと思います。

多分、これ10月入札にかかったかと思います。その10月にかかったのにもかかわらず、12月、今現在まで工事が着手しなかったのはなぜか。それもちよっと御返答していただきたいと思います。

あと、工期はいつまでなのか。要するに、それと下請業者がいるのかどうかもあわせてお聞きいたします。

それから、今の喫煙対策ですけれども、私らから見たら、東側というのは庁舎の正面に当たるんです。だから、一般の方も、庁舎の正面から入ってこようとしたときに煙やらそういうものがあそこからもくもくと上がるような状況です。非常にみつともないと思います。だから、普通は庁舎の裏方に小屋などを置いて喫煙をするというような対策をしたほうがいいのではないかと私は思うんですけれども、そこら辺、再度答弁をお願いい

たします。

それから、大雨による町道の冠水被害ですけれども、これは確かに、調査すれば莫大な経費もかかると思います。だけれども、一応今までも二、三回もう完全に冠水しておる状況もあるわけです。そうすると、あそこも学校の子どもの通学路にもなってまいります。だから、非常に通学路としても危ないという、そういうところから先にまず最小限直していただければどうかというふうなことも思っております。まずその2点について御質問させていただきます。

○副議長（塚本勇仁君） 参事総務課長 松栄 忍君。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） それでは、私のほうから喫煙所の件についてお答えさせていただきます。

ただいま、特定喫煙場所ということで、これは専門の方にも確認していただいて大集会室の東側の屋外の一角、ごくごく狭い一角ではございますけれども、特定喫煙場所として大丈夫であるというところを選定しております。

議員おっしゃるとおり、見えるということではございます。そのあたりは十分配慮して参りたいと思います。

なお、玄関に近いということで、来庁住民の方に御迷惑という話もございますが、このあたりは距離等を全て勘案して、これも専門の方に確認していただいたところです。

うちの町の場合、喫煙ということで確保、特定喫煙場所として確保できるのは、今のところか屋上しかないということではございました。それ以外を考えますならば、プレハブ小屋なりそういう小屋を設けてということになるかと思っております。現状ではそのような場所を設けることは、私自身たばこを吸うものでございまして、そのあたり、なかなか答弁しにくい面はございますが、現在のところそのようなことは考えてございません。

○副議長（塚本勇仁君） 生涯学習課長 定免君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） 土上議員の再質問にお答えいたします。

白虎山公園簡易野球場のフェンスの工期は、12月20日まででございます。着工が遅れたことにつきましては大変申しわけありませんが、工期に遅れが生じないように指導してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

なお、下請業者の連絡は受けております。

以上でございます。

○副議長（塚本勇仁君） 6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） まず、たばこのほうから行きたいと思います。

考え方はそれであれですけれども、私は非常に正面からちょっと煙が上がらんも見苦しいかなということをおっしゃるのであって、この庁舎の裏、さくらドームの間に敷地は結構あります。ここにプレハブみたいなものを建てて、そこで喫煙ということは考えればどうかなと私は常に思っておるんですけれども、それにしても金額にしても100ちょっとでできると思います。そういうことで、なぜか知らんけれども2階にこだわる意味が私はよくわかりません。

それから、野球場の件ですけれども、10月に入札図って、工期が12月20日ということをお聞きしました。そして、12月の入ってから仕事を始めたわけなんです。だから、私は12月は気候的にも非常に悪い日が続くと思います。そういう気候のなかで20日までに可能かどうかというのは不思議でございます。

だから、やっぱり12月20日なら20日、工期をきちっと守ってできるよう、また担当課はきちっと見ながら監督していただきたいと思います。

それと、先ほど質問の中で、副町長の業者の選考についての答弁が何か私はいいように聞きとれなかったんですけれども、今回、だからその基準をどういうふうな向きでしたのか、要は点数でいったのか、そこら辺がまだ明白に答えていませんので、そこら辺あわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 参事総務課長 松栄 忍君。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） 土上議員の再々質問にお答えいたします。

まず、私のほうからはたばこの件でございます。

確かに正面から見苦しいという御指摘でございます。私もそこに立っておりますことから、そのあたりはいろいろと今後、工夫していかなくてはならないと考えております。

それと、2階にこだわっておるわけではございません。実は、先ほども申しましたとおりうちの町、庁舎内で、敷地内でございますけれども、特段の施設を設けずにたばこを、受動喫煙に配慮してたばこを吸える特定喫煙場所ですか、というのはそこと、今現在指定

してあります、正直1メートル四方のエリアでございます。煙草を吸う者にとっては非常に狭っ苦しいところでございますけれども、そこか屋上ということをおっしゃっております。屋上でたばこを吸っていただくということは、庁舎の管理上、これは適当ではございませんので、屋上は省いたと。それで、消去法でいっていまのところになったということでございます。

議員御指摘のさくらドームとの間にそのような場所を設けてはいかがかということでございます、先ほども申しましたが私もたばこを吸うということで、あればうれしいんですが、たばこを吸う者自体、一般の方、お客さんは不特定ということで何人というわけにはなかなか判断しかねますが、職員の中を見ますと、もうたばこを吸わない職員のほうが多いです。吸う職員がごく少数になってきております。そのようなことも考えて、そこに経費をかけるというのはなかなか理解を得られないということから現状にこだわっておるといってございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（塚本勇仁君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 土上議員から質問を受けました業者の選考基準についてでございますが、私もその10月のその委員会で、先ほども申し上げたとおり、すみません、どの業者が候補に上がっていたかもよく覚えていないんですけれども、間違いなく覚えているのは、フェンス修繕ができる業者ということで、特段あの委員会の中でも特に議論らしい議論もなく、幾つか業者、多分5か6上がっていたと思いますが、その場では特段、そうですね、議論らしい議論にもならなかったということは覚えておりますが、すみません、細かい基準云々については、またすみません、担当の課長のほうから説明させていただきます。

○副議長（塚本勇仁君） 参事 村井仁志君。

〔参事兼財政課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼財政課長（村井仁志君） 土上議員の再々質問のフェンス修繕に係ります業者選定の方法につきましての御質問でございますけれども、業者につきましては、これまでのフェンス、安全施設等、そういった実績等を考慮いたしまして6社、5社、そういった業者を選定し、今回の入札を行っております。

以上でございます。

○副議長（塚本勇仁君） 次に、9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

○9番（北本俊一君） 皆さん、御苦労さまでございます。

私は、2点について質問をいたします。

まず、第1点目として、少子化問題についてであります。

先般のふるさと人口対策の委員会で、担当課長から説明をいただきました。その中で、今年度、子どもの生まれる数が42人だということを聞いてびっくりしました。これは緊急事態だというふうに思ったわけでございます。毎年、いろんな施策をしながら子育て支援に一生懸命やっておるのに何でなのかと、そういうことで、各かほく市、そして羽咋市の子育て支援の資料をいただきました。

見てみますと、余り政策も変わっていないというふうに思いました。違っているといえば、かほく市でインフルエンザの予防接種、1回1,000円なんです。うちの町は1,500円、羽咋市も1,500円。そして、もう一つは、妊婦の人に産前産後のタクシーの初乗り料金を16枚交付している、そんな程度なんですけれども、反対にうちの町は成長祝い金、6歳、12歳、15歳、そして18歳、3万円交付しております。そして、出産祝い金も、当町では15万円一律、かほく市は一律3万円なんです。そして、ちなみに羽咋市は1子10万円、2子20万円、3子30万円、4子40万円、5子50万円、10人つくれば100万円あたる、そういうふうな施策です。若干うちの町は羽咋市に比べれば少ないですけれども、次回から3子、4子に倍ぐらいの祝い金を出せばどうかということも考えております。

そして、保育関係。うちの町では、未満児保育、同所保育で第2子から無料、羽咋市は年収360万円以下の方が1子から無料ということ、かほく市はありません。いろんなことを考えましたところ、うちの町のほうがはるかに子育て支援に力を入れている。何が足りないのか。これからはやはり、執行部の皆さん、そして議会の皆さんが一丸となって考えなくてはならない、そう思います。

僕の考えなんですけれども、子どもをやっぱり育てるにはかなり大変です。働かなくてはいけない、そのためにベビーシッターの創設とか延長保育、そして休日、日曜日にも受け入れるということをこれから考えていただきたいというふうに思っております。

そして、昨年うちの町に生まれた子どもの数が61人、かほく市は何人だと思いますか、313人も生まれるんです。人口の比率からいってもうちの町の3倍です。ということは、180人ぐらいなのかと思ったら5倍生まれている。それだけやはり子育てしやすい状況にあるのかなというふうにも思います。

今後、子どもを現状維持し、やっぱり増やすためにも、やはりいろんな考えを持ってやってほしいというふうに思います。

続きまして、第2点について質問いたします。

若者定住促進でございます。先ほどの少子化の問題にも重なってきますが、御理解をお願いしたいと思います。

若者がいないから、少ないから子どもが少ないんです。ということは、やはり若者をうちの町にたくさん住んでもらうこと、そのために数年前からいろんな施策をやりながら、バージョンアップをしながらやってきております。新築奨励金にしても、最高で250万円、かほく市は最高で246万円、羽咋市は130万円前後ということで、これもどれもかほく市にも羽咋市にも負けていないんです。

そして、うちの町にすぐ住めるように、今は新しく施策をした民間の新築奨励金があります。今年度も3棟、4棟立ちます。全体で6棟ぐらい建っているのか。やはり、すぐ住めるためには、今までは町のアパート、住宅、やっぱり年収によってすぐ入れません。そのために民間のアパートにすぐ入っていただく、それが僕、ベストだと思うんです。

よそのかほく市、羽咋市にはたくさんアパートがあります。そして、住めば2年間保証されます。24カ月、月1万5,000円当たりです。だから、すぐ住めないからよそのまちへ行って住む。住所も移さなければ補助はいただけない。そのことでうちの町の若い者が減っていくわけなんです。だから今、民間のアパートを今たくさん建っている、非常にうれしいことだと思います。これからもずっと続けていただきたいというふうにも思います。

そして、やはり、先ほども多少話もありました。保育所、小学校統廃合どうなっておるという話がありました。私は、どういうことに対しても合併は、統合は嫌いです。なぜならば、地域が廢れる。保育所、小学校のないところに若い者が住みますか。住むわけがない。そのために最低限保育所、小学校は残していただきたい、それが僕の気持でもあります。

隣のかほく市見てください。まち周辺はいいですよ、山手のほう、大海地区、そして宇ノ気の金津地区、保育所、小学校ありますよ、きちっと。うちの町よりも小学校の子どもの数が少ないんです。なぜ存続するか、それはやはり地域の皆さん、年よりの皆さんから若い者、子どもまで、地域を守るために一生懸命やっているんです。小学校、保育所を核としていろんなことをやっている。地域みんなで保育所、小学校を支えている、だから残るんです。うちの町も、地域で一生懸命やっていると思うんですが、もう少しちょっと足

りないのかなという思いを持っております。

そして、僕の提案なんですけれども、若い者がうちの町に住宅を建てる、新築奨励金があります。宝達駅の駅前もほとんど埋まりました。今、今池団地で民間でやりましたけれども、多少残っております。でも、各地域地域に、各集落ごと、集落のみんなが若い者ここに住んでくれという地面を提供して、そうすれば必ず集落の若い者は、そうかここに地面があるんだと、ならそこに建てようかと、そういう気持ちになるのではないかと私は思っております。

これからは、やはり若者を定住するにはいろんな施策、みんなで本当に真剣に考えてやらないと、将来的には子どもの数も減り、若者もいなくなる、大変なことになります。ですから、やはり執行部、議会が一丸となってこれからも頑張ってくださいたいというふうにも思います。

そして、来年度の予算にしっかりとした予算をつけていただくことを提案しまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 9番 北本議員の御質問にお答えします。

本町の少子化対策、若者定住促進にどのように力を入れてきたのかという御質問でございますが、まず、本町の少子化の原因としては、経済的不安、晩婚化及び未婚化、若者の町外への流出が挙げられます。

それらに対して、子育て支援やまち・ひと・しごと創生総合戦略として取り組んできた事業の幾つかについて申し上げます。

まず、経済的支援として、18歳までの子どもの医療費を無償化し、保育料については町独自で無償化の幅を広げております。そのほか、出産祝い金の拡充、成長祝い金の創設などを行っています。

晩婚化・未婚化対策については、婚活事業として町の宝の縁結び事業を実施し、結婚を望む人たちの出会いの場を広げております。また、子どもを持ちたくても子どもができない夫婦を後押しするため、特定不妊治療費の助成上限額を5万円から30万円に増額しております。

若者定住対策では、定住を促すためのマイホーム取得奨励金の交付を初め民間賃貸住宅

建設補助事業や家賃補助、町外通勤者への支援としての若者通勤サポート事業、住宅地供給を目的とした町有地の売却などを実施し、定住促進を図っております。

このほか、移住定住の促進を目的として、本年6月に官民連携した宝達志水町定住促進協議会を設立しており、暮らし体験の家の設置やSNSによる情報発信、相談サポート、移住イベントへの出店などにより、本町への新しい人の流れをつくる取り組みを進めております。

このような少子化及び若者定住対策により、人口減少のスピードを抑える意味では一定の効果はあると思っておりますが、ことしの出生数は40人前半になると見込まれることから、これまで以上に対策に力を入れていかなければならないと考えております。

今後の対策として、経済的不安については国の施策の動向が大変重要であります。町としても経済支援事業を見直し、必要な方々に届くようにする必要があります。そのためにも、子育て世帯の実態を把握することが必要ですので、子育て世帯の生活実態調査を実施したいと考えております。

未婚化・晩婚化については、成婚数を増やすためにも創意工夫をして婚活事業を活性化させなくてはなりません。特定不妊治療費についても、助成上限額の大幅な見直しを検討し、基本的に個人負担が生じないようにしたいと考えております。

日本全体で人口減少が進んでいくことが確実とみなされる中、限りある財源ではありますが、町が存続していくためには少子化対策は最重点施策の一つでありますので、さらなる拡充を図っていきたいと考えております。

このほか、雇用の創出や交流人口の拡大などこれまでの事業について評価・分析をしながら定住対策を進め、本町の魅力向上につながるより充実した内容の事業を展開していきたいと考えております。

また、子育てに関することのほか、既存の集落周辺での宅地開発、このような御提案もございました。こうしたことはしっかりと検討させていただきますし、我が町に人を、若い人を引きつけておくときには、やっぱり集落の役割というのは本当に大事だと思っております。

現在も、祭り等で集落の皆さん寄り合っにぎやかにする、そんな活動もごさいますけれども、できればいろんな作業ごとだとかそんなところにも若い人に出てほしいと、そんなことを各集落で取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

若い人がこの町に住むには、やっぱり自分たちがこの町で、また在所が必要とされてお

ると、そういった認識が大事なのではないかと思います。いまのところ、そういうものが徐々に薄れているのではないかと思います。在所だけではありませんが、家庭やまた親戚の間だとか、そんなつき合いがこういった田舎で生きていくときには大変大事なことであります。ということで、皆さんの力でというか、皆さん同じ思いで、若い人がよそに行きたいと、そんな話があれば、そんなこと言わんと町で一緒に暮らしていかなかと、頑張らんかと、そんな呼びかけもしていただければと思っております。

一方で、若いときに多少、外で暮らす、勉強に行く、働く、そんな経験も大事かとは思いますが、心の中には町のことをしっかりとっておってもらい、そんなことが大事なかなと思います。

そして、集落周辺での宅地開発が大事かと思うのは、やっぱり既存の集落の機能、これが本当に大事なものであります。自然、豊かな自然もそうなんです、こういった人の和というものは本当に長年かけてつくられてきた本当に大事なものです。それがなくなると、もう二度とこの場で人の暮らしが営まれないと、そんなふうにもなってしまうんじゃないかと思います。せっかくあるもの、これを長く長くつなげていかれるような意味で、さっきの集落の皆さんにもといたしましたし、また集落、各集落周辺で若い人がうちを建てやすいとか、そんなことも考え、大事なことかなと、有効なことかなと思っておりますので、そういったことは来年度以降、調査から着手して進めていきたいと思っております。

それ以外にも、町有地生かした、またこれから道路整備等も行いますが、そういったところでの宅造と、そんなこともしてかんならんし、企業誘致もせんならんです。

何しろ、御提案ありましたように精一杯頑張っていきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 9番 北本議員の少子化対策につきまして答弁させていただきます。

健康福祉課は、これまで経済的支援といたしまして、18歳までの児童の医療費無料化、児童手当の支給、子育て支援事業として保育や放課後児童クラブの充実、母子保健事業などとして訪問相談や健康診査、予防接種などを行ってまいりました。

その評価であります、町の少子化対策の一翼として進めておりましたが、出生数などを見ますとさらなる施策の充実・展開が必要だと考えております。

今後につきましては、作成中の第2次総合計画、また総合戦略の中に盛り込みたいと考えております。親子の居場所づくり、遊び場の整備、認定こども園での教育・保育の質などの向上と施設の改修・整備の実施、母子保健事業の充実など充実させた子育て支援策を盛り込みたいと考えております。

また、未婚化対策といたしまして、婚活事業につきましてもイベントの開催や他の市町と連携した事業などを行いまして対策を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（塚本勇仁君） 企画振興課長 安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 9番 北本議員の御質問にお答えいたします。

若者定住促進の実績についての幾つかについて申し上げます。

まず、マイホームを取得した方への奨励金として、30年度までの3年間で62件、本年度は11月末現在で15件の申請を受けつけております。この住宅取得支援の内容、最大250万円でございますが、北本議員がおっしゃったとおり他市町にもまさるとも劣らない内容となっております。

また、民間賃貸住宅家賃の補助をしておりますが、30年度は5件、本年11月末現在では8件となっております。

また、アパート建設を促すための民間賃貸住宅の建設補助事業、これにつきましてはこれまでに2件、本年度を合わせますと目標の5件を超えるアパートが建設される見通しとなっております。

町外通勤者への支援といたしまして、若者通勤サポート事業を行っておりますが、30年度は62件、本年度は11月末で40件が申請されております。

有識者や町民の代表者からなります総合戦略の推進会議、こちらでは、これら総合戦略事業の取り組み内容につきましておおむね一定の評価をいただいているところではございますが、土地活用や企業誘致の面では取り組みが進んでいないものもあり、条件や内容の見直しをしなければならないと考えているところでございます。

現在、第2期の総合戦略の策定に向けまして準備を進めておりまして、引き続き各課と連携を図りながら人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

○9番（北本俊一君） いろいろ答弁ありがとうございます。

やはりこの町を愛する気持ちはみんな一緒だと思うんです、よくしたいという気持ちは。やはり、若い者から年寄りまでいろんなことが、いろんな方がいるし、総合的に判断して、どうすればうちの町に若い者が住むのかと。やっぱり子どもを抱えたお母さん方、そして若い者の意見を取り入れる、各地域地域に協議会をつくるとか、そういうことをやっていただきたいというふうにも思いますし、私よく言うんですけれども、一般の家庭と町を例えて言うんですけれども、一般の家庭でお金があってなんぼ裕福でも、子どものいない家庭ほど寂しいものはないと思うんです。まちも一緒だと思うんです。多少貧乏でも、子どものたくさんいるまち、にぎやかなまちが最高だと思うんです。ですから、来年度に向けてしっかりと予算をつけていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（塚本勇仁君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 9番 北本議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま再質問でございましたようなこと、こういった思い、私もそうですし、全ての町民の人が同じ思いだと思います。しっかりとその思いを形につなげて、またよい結果が生まれるように精いっぱい頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（塚本勇仁君） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 今から4点につき、御質問いたします。

まず1点目、宝達志水病院統廃合問題について質問します。

午前中、金田議員が同じ質問と一部重ねますが、どうぞよろしくお願いいたします。

9月下旬に厚生労働省は、全国の公的病院のうち、再編、統合を促す必要があると判断した424の病院、石川県内からは7つの医療機関の名前が上がり、都道府県に来年9月までに再編統合などの結論を出すよう求めております。その中に平成29年5月に開院したばかりの当町の宝達志水病院も含まれておりました。これを受け、名指しされた施設のある地元からは、困惑や心配の声など、さまざまな声があり、石川県内では名指しされた病院がある地元医師会から市町該当の医療機関存続を求める要望活動がなされるなどの動きがあったところであります。

本町は、これから一層人口減少と少子・高齢化、過疎化が進むと予想されることもあり、宝達志水病院の経営を取り巻く環境は厳しい面があるかと思えます。例えば町民からは、宝達志水病院に小児科、歯科を配置してほしいとの声も聞きますが、実際医師の確保は難しいようですし、新病院の30年返済の企業債償還金の問題などもあります。

一方で、報道などであれだけ大々的に報じられたこともあって、日常的に利用されている町民からは、宝達志水病院の今後に向けて強い不安を持っているという声も聞くところです。少し前にアステラスにあった押水クリニックが廃止され、次は宝達志水病院までなくなることになれば、これまでより十分な医療を受けられなくなってしまうという懸念は、住民の方々に広がるのは当然であろうかと思えます。

10月19日、本町在宅医療介護連携推進協議会主催の地域で支える命のケアプログラムに参加させていただきました。患者本人の思いを尊重して、在宅みとりを行ったケースの事例紹介がありました。地域での療養を支える病院長、思いをつなぐ橋渡し役の介護支援専門員、思いをつなぐ命のケア役の生活相談員、在宅医療を支える病院看護師それぞれが役割をわかりやすく説明されました。常に患者さんの思いを尊重し、最後のみとりを行うまでしっかりと連携する本町のシステムはすばらしいと、感心するとともに安心しました。

その会場である男性が病院長に、誰に聞いていいかわからないが、病院は今後どうなってしまうのかと質問された際、病院長はなくなると即答され、出席者らは一堂安堵していたようでした。この問題については、利用者を置き去りにした議論だけはしてはならないと強く思います。

私としては、身近な病院がなくなるとの不安が高まれば、人口減に拍車がかかり、地域間格差がさらに広がることとならないか、心配するところです。未来の子どもたちのためにも地域医療の崩壊だけは避けるべきだと思います。

本町としては、今回の公表で地域の医療を町としてどう守っていくのか、よい機会をもらったと考え、町役場、病院、町民がしっかりと議論し、今後の医療体制維持の必要性を町全体で共有することが大切でないでしょうか。

そこで、お聞きしますが、町長は宝達志水町の必要性、重要性についてどう考えておられるのでしょうか、10月には全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体と国との協議の場でも、一定の基準ではなく、地域の実情に合った検証が必要だ、地方の意見を十分に聞きながら議論してもらいたいとの意見が出ていたとの報道もありました。

また、全国7カ所で行われたこのことについての意見交換会でも、各知事からの反発の声が上がっていたとのことでした。要望があれば国は都道府県単位でも説明するとのことです。こういったことを踏まえると、本町としては石川県に対して国の説明会開催を求め、町としての現状、町民の声、宝達志水病院の必要性を直接国に訴えるべきでないでしょうか。

そこでお聞きします。この問題に対する国の説明会を石川県で開催してもらうように、石川県に求めていくべきと考えますが、町長のお考えをお聞きします。本町として地域医療の崩壊を避けるための今後の方策、県や他市町等の連携等を具体的にお聞きします。

この問題は町民の福祉のために、町長を先頭に町民全体が真剣に考えるべきものであります。本町議会においても、しっかりとした議論をし、町民の負託に応えなければならないと訴えさせていただいて、次の質問に移ります。

次に、福祉避難所について質問します。

福祉避難所の対象として想定されているのは、法律上、要配慮者ということになります。要配慮者は災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者と定義され、事前指定やその準備はこれらの人々を対象として備えておく必要があります。

その他、特に配慮を要する者として妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者などが想定されます。これらの人々は一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れに何らかの特別な配慮をする必要があるとも指摘されております。

そこで質問いたします。11月7日現在の新聞掲載によりますと、高齢者、障害者の避難計画作成は14%とあります。本町の避難計画、避難要支援者名簿作成などはどのような状況でしょうか。計画があるのであれば福祉施設、医療機関などとの連携した避難訓練計画実施はされているのでしょうか、今後の避難実施計画を含めてお答えをお願いいたします。

また、台風19号で10人が死亡するなど、大きな被害を受けた宮城県丸森町で避難呼びか

けにかかわった行政区長の9割に、住民から避難を断られる経験をしたとの新聞記事がありました。大丈夫だから避難をしたくない、亡くなるならここで、避難したくない、要配慮者を踏まえた対応などをお出しください。

さらに、肝心なことは、災害が起こったときに福祉避難所はどこにあるのかということです。開設場所、収容人数、開設周知方法、福祉避難所自体の周知方法などお聞きしたいと思います。

大切な未来を担う子どもたちのためにも、正常性バイアスにとらわれず、防災力の高い町を大人の手で築いていく努力を日々していきたいと思い、質問にかえました。未来につながる答弁をどうぞお願いいたします。

次に、除草剤使用について質問します。

ホームセンターで除草剤をよく見かけます。海外では、ある成分を含んだ除草剤は恐らく人に対して発がん性があるとされ、使用の規制がなされている一方で、日本の厚労省は残留基準値を大幅に規制緩和し、農薬の一つとして農業生産者、一般家庭で除草剤として広く使用しています。

市販されている除草剤の安全使用上の注意書きを見ますと、公園や堤とうなどで使用する場合、散布区域に縄囲いや立て札を立て、散布中及び散布後、最小限その当日に関係者以外は立ち入らせない、小児、人畜などに注意すると記載されております。

農耕地でない場所に生える雑草を全て枯らせるために使用するのが一般的な除草剤ですが、いつ除草剤がまかれたのかわからない中で、小さな子ども、人畜が通る可能性がある場所の雑草が全て枯れている場所を見かけます。町内のそのような場所で縄囲いや立て札を見かけたことはありません。また、除草剤を家などの軒先に放置したままとなっているのも見かけます。こういった状況は、特に子どもの親としては大変心配なのではないでしょうか。

そこで、お聞きします。本町の除草剤使用の現状把握と不適切な除草剤使用に係る取り組み状況などをお聞きします。

そこで私が気になるのは、本町の子どもたちが利用する主な公共施設の状況です。

そこでお聞きします。町が管理する保育所、小・中学校や公園などの子どもたちが主に使用する施設で、除草剤の使用状況をお聞きします。

こういった除草剤が子どもたちの健康上の支障とならないように、町として子どもたちが主に利用する公共施設では使用を控える。使う場合でも製品の安全使用上の注意書きに

あるように、散布区域に縄囲いや立て札を立て、散布中及び散布後の関係者以外は立ち入らせないといった対応をしてほしいと強く求めるものであります。

そこでお聞きしますが、公共施設や不特定多数の人が利用する施設、また農地などでの除草剤使用を控えるべきでないか。人や環境の安全のために適切に使用がされるような取り組みと啓発が必要と考えるが、御所見をお聞きします。

私は本町の自然を守り、町民の安心、安全のためにも、この町で生まれてよかったと言えるようなまちづくりを次代の方々のためにも、対策を講じていただきたいと思います。

最後に、宝浪漫マラソン2019について質問いたします。

宝浪漫マラソン2019は、強風と時折の小雨が降る中でしたが、無事に開催されました。町内はもとより、海外など1,845名の参加があり、大盛況のうちに終わったことをうれしく感じます。宝達山、千里浜など魅力あふれるコースで、豊かな自然を満喫したとの声や楽しく走る姿が印象的でした。沿道の応援、ボランティアスタッフなどの心温まるおもてなしなども選手の心をつかんだようです。リピート率37.4%であり、30キロコースの参加者1,349人で、33.5%、うち全体比率37.4%の453人が県外参加者という結果でした。設定目標の30%を大きく上回ったとの報道を見ました。

ランニングサイト、ランネット評価も上がっており、一町民としてうれしい限りです。また、私が聞いている限りでボランティアスタッフからは、選手、家族にまで感謝され、来年も来ますとうれしい言葉があったほか、賞品になっているブドウやイチジクを販売してはどうかなどの意見もあり、ますますのイベントの盛り上がりを期待するものです。

また、マラソン以外にも日本に一つしかない千里浜なぎさドライブウェイ、町内に海や山もある環境を生かしたイベントがあればと感じました。

反面、ちょうどマラソンの開催期間に、地域のお祭りがあり、コースや日程の変更なり配慮があってもとの声や関係者の駐車場に不都合を感じたとの声も聞かれました。また、選手から山道に草などがあり、走りにくい箇所があったと、貴重な声も聞かれたので、今後開催に当たっての改善としていけばよいと思います。こういった点を踏まえて数点、お聞きします。

大会後、実行委員会内の総務、企画、競技の各部が反省事項などを取りまとめたこと、私は聞いていますが、どのような内容経過であったのか、教えていただけますでしょうか。

宝浪漫マラソン2019の事業経営、収支はどのようなものだったのでしょうか、お聞かせください。

ボランティアアンケートも行ったと聞いていますが、その結果どのようなものであり、町として結果をどのように分析しているのでしょうかお聞きします。

来年度、宝浪漫マラソンをする際には、さらなる参加者増加を図るために、広報活動に工夫をしていってはどうか、町内の小・中学校に参加を促してはどうかとお尋ねします。来年度に向けて大会PRの改善のほか、校内マラソン大会の代替大会として、参加者増加の取り組みも必要と考えるがどうか。

そして最後に、宝浪漫マラソンの来年開催に向けての目標などをお聞かせください。来年度以降も宝浪漫マラソンを通じて、町内外の方に宝達志水町の魅力が伝わるように祈念いたしまして質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の質問にお答えします。

まず、町立宝達志水病院は、町民の生活を守る町立病院として、不可欠な医療機関と考えており、患者さん本位の安全で質の高い医療を提供しております。

公立、公的病院の統合再編対象病院名の唐突な公表が批判を招いていることで、厚生労働省は10月17日の九州地区を皮切りに、全国7ブロックで順次地域医療構想に関する地方自治体の意見交換会を開催し、住民の不安を招いたことを反省していると陳謝し、名前が挙げられた病院について、何かを強制するという性質のものではないが、誤った理解が広がり、心配をかけたのも事実であり、今後この意見交換会のような取り組みを重ねて、正しく趣旨を伝える努力をつくしたいと、説明しております。

10月21日に東海・北陸地区の自治体と公表された病院の事務長を対象とした地域医療構想に関する地方自治体等の意見交換会が名古屋市で開催され、当町からは事務局長が出席しております。

今後県では、この意見交換会の主張内容を踏まえ、年内に関係者による意見交換が行われる予定です。

宝達志水病院は、石川県医療計画に示すとおり、平成26年から2025年にかけて必要とされる病床計画をもとに病床数を決定しており、既にダウンサイジングを終えていることから、現状を堅持する考えであります。

次に、福祉避難所についてですが、本町の避難計画につきましては、町地域防災計画に基づき実施しております。

避難所要支援者名簿については、民生委員、区長に御協力いただき、既に作成済みであり、毎年見直しを行っております。

次に、福祉施設、医療機関等と連携した避難訓練等についてであります。昨年度実施された県総合防災訓練や今年度の町の防災訓練において、安全面を考慮して職員や入所者の参加を求めない形で、福祉避難所開設訓練等を実施しておりますが、今後も必要な訓練、支援等の実施を検討してまいります。

また、避難を希望しない方への対応といたしましては、災害時にそうした方が出ないように避難していただけるようお願いするほか、近隣住民や自主防災組織等の協力を求めて避難するよう説得を尽くしたいと考えております。

最後に、福祉避難所の開設場所等の周知方法であります。福祉避難所は町が指定する避難所に避難された方の中で、障害がある方や御高齢の方のほか、避難所生活では健康が維持できないと町が判断した方に限り、二次的に避難していただく施設です。町には4施設あり、想定収容人数は160名であります。

福祉避難所への避難が必要と判断した場合には、町が福祉施設と連携や調整を図り、安全を確保しながら移動を行います。福祉避難所には、受け入れの人数制限があり、避難スペースの確保やスタッフの配置など、受け入れ態勢が整った段階で開設されます。

また、福祉避難所が定員に達した場合には、避難所内で安全なスペースが確保できるよう配慮したいと考えております。

また今後は、福祉避難所の趣旨を広く周知するよう図ってまいりたいと考えております。

次に、除草剤の使用についてお答えします。

まず、保育所では、子どもがふだん通らない箇所において除草剤を使用、必要最小限の量で、また時間帯を考慮し、飛散防止にも配慮して、除草剤を散布しております。

次に、学校施設において、小学校では使用しておりませんが、中学校ではグラウンド周囲で除草剤を使用しております。散布は生徒の安全に十分配慮し、土日の部活動が行われていない時間帯に散布しています。また、県管理である宝達高校では、飛び石などにより除草作業が困難な箇所で、部分的に除草剤を使用しているとのことです。

次に、体育施設では、野球場や多目的運動広場等では、面積が広いことから、効率性を考えて使用をしております。その際、使用区域に立て札をし、注意喚起を行っております。

いずれも安全に十分配慮しておりますが、今後も使用に際しては細心の注意を払い、適切な使用を心がけてまいります。

次に、宝浪漫マラソン2019に関してですが、9月29日に町内外、遠くは香港から約1,900人の参加を得て盛大に開催されました。これもひとえに、町民の皆さまや大会に携われた関係者各位の御理解と御協力のたまものと感謝しております。この場をおかりしまして、改めて御礼を申し上げます。

大会終了後、10月16日に開催された宝浪漫マラソン実行委員会において、さまざまな意見が出されました。大会関係者からは、多くのボランティア参加があり、大会運営がスムーズであった。国道249号柳瀬交差点や千里浜なぎさドライブウェイの渋滞が改善されたなどのよい感想のほか、一部の箇所で交通誘導が手薄だったなどの反省の意見もありました。

このような意見を反映し、よりよい大会にしていきたいと考えております。

次に、収支決算についてですが、現段階では未確定ですので、実績報告書が提出され次第、報告させていただきたいと思っております。

また、当日は町内の老人会や中学生を中心に、県内の学生社会人を含め約850人のボランティアの協力がありましたが、ボランティアのアンケートからは多くのランナーからお礼の声をかけられ大変うれしい、来年もボランティアに参加したいなど肯定的な意見のほか、年齢や体力に合わせた係の見直し、適度の休憩や交代が必要であるなど、今後の運営につながる意見もあり、このような意見を参考にして、来年以降の大会に生かしていただきたいと考えております。

来年度に向けてのPRの改善については、今年度も実施した大会フェイスブック、旅行代理店によるホームページ、チラシ、ポスター等をさらに活用するほか、新聞等の広告媒体の活用を実行委員会に提案したいと考えております。

また、校内マラソン大会の代替大会については、小学生には沿道や休憩所等でのランナーへの応援、中学生、高校生には受付やコース誘導など、大会ボランティアに参加をしていただいております。大会運営のことを考えると現在のところ実施するのは難しいと思われま

す。

一方で、町内の児童・生徒にもランナーとして参加し、大会のすばらしさを感じつつ、盛り上げてくれることにも期待をしております。ルビーロマンの輝きのようなわくわく感を持った大会をテーマに、競技性を追求せず、訪れる人、お世話する人が楽しいイベント性がある大会を目指し、来年度以降も実施していただきたいと考えております。今後とも皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

その他の質問については、所管の課長から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔宝達志水病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（濱中 豊君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

地域医療の崩壊を避けるための今後の方策、県や他市町村との連携の具体性についてどう考えるかという質問ですが、当院では現在の医療機能が維持できるよう、金沢大学病院、金沢医科大学病院の診療科と連携し、医師派遣をしていただいております。医師にあっては、大学病院で開催される研修会などにも参加をしております。また、医師以外の医療従事者には、医療技術の向上目的で多様な研修会にも参加できるよう配慮をしております。

石川県や他の市町村との連携や情報交換は、石川県自治体病院協議会の枠組みの中で、定期的に行われます。病院長会議、事務局長会議で、各自治体病院の取り組みについて情報交換を行っております。成果のある取り組みについては当院の病院経営に参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから、本町独自の奨学金制度の導入をしてはどうかということについてお伺いいたします。

まず、2018年総務省発表資料より算出した全国市区町村年間所得ランキングにおいて、全国1,741市区町村のうち宝達志水町の順位は1,203位であったとの統計が出ております。全国的に見ても本町の所得平均は下位のほうであると言えます。

また、ある保険会社の調査では、学資保険の世帯加入率はおよそ50%程度で、残り50%程度の世帯が加入していない理由は、学資保険に加入するほどの金銭的余裕がないという回答が相当数を占めているようであります。

その反面、子どもの進学に必要な金銭的準備は必要であると感じている回答は9割を超えております。

このような結果を背景として、私は以下述べる3点のことに対応するため、本町独自の奨学金制度を導入することが望ましいと考えております。

1点目は、少子化対策であります。結婚されて、子どもが欲しいと思っている御夫婦は、子ども1人当たりにかかる教育費というものをよく理解されており、自分たちが準備できる学費を見越して産む子どもの人数を制限しているように思います。

大学、短大、専門学校等に通うための大変高額な学費を銀行の教育ローンや民間の奨学金で賄うことは、将来的に考えて不安を感じる方もおられると思います。その点において、町が運営する奨学金であれば、随分安心感は得られるように思います。金銭的不安がなくなれば、子どもは何人までということもなくなるのではないのでしょうか。

2点目は、学校卒業後、本町に住所を置いていただける方に対して、その期間に応じて奨学金の返済金を本人に還付していくことで若者の定住対策となり得るということであり、町から転出される方のタイミングは、就職、結婚の2つの大きな転機の時期であろうと思います。学校卒業後、就職先の近辺に住まわれる方、結婚を機に職場の近くに引っ越しをされる方、そういう方が多いような傾向にあると思います。そのような若い年齢層やこれからという方たちの本町からの流出を抑制するための一助として活用することも考えてはいかがでしょうか。現に奨学金の返済金を補助している自治体も多く存在しております。

3点目に、貧困層と言われる家庭の子どもたちにも安心して進学できるチャンスを与えてあげたいということであり、親のいない子や家庭事情で学費を準備できない子どもたちの中にも、大学や専門学校等に通いたいと願っている子がいるはずで、自分で働きながら学校に通うことは大変なハードルであり、進学を諦める子もいるのではないかと思います。私自身も大学進学に際しては、金銭面で大変苦悩いたしました。

そのような子どもたちに、町としてチャンスを与えることで、愛国心ならぬ愛町心というものを育めるのではないかと思います。

以上、3点、少子化対策、定住促進、全ての子どもたちに進学チャンスを与えるという観点から、本町独自の奨学金制度を導入してはいかがかと思いますが、町としてのお考えをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

本町独自の奨学金制度を導入してはどうかとの御質問でございますが、子育て支援を行

う上で、教育費は経済的に大きな不安要素であり、特に大学等に係る費用は、家庭において大きな負担となっていると認識しております。

国の奨学金制度や銀行の教育ローン等の奨学金制度はございますが、支援の種類や対象者は限定的であります。また、奨学金を借りても返済の不安から都市部での就職を希望し、地元就労の障害ともなり得ます。家庭の経済状況にかかわらず、意欲のある全ての学生が質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであり、教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、国と県の奨学金制度を町が実情に応じて補完することも必要かと考えます。

また、町独自の助成制度は、家庭の教育費負担や奨学金の返済に係る不安及び負担が軽減され、少子化対策につながるとともに、本町在住を条件とすることで、町からの人口流出を抑制する一助にもなり得ると考えております。

町に対する愛着の向上を図り、地元就労と定住の促進につなげるため、先進事例を調査、研究し、町独自の助成制度導入を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可をいただきましたので、3点について質問させていただきます。

東間地区の花火大会は、趣向を凝らしたさまざまな花火が打ち上げられ、毎年多くの人々が訪れています。花火を見た人からは感動した、東間の花火を見ると頑張れる、毎年楽しみにしている、最後のナイアガラを見ると泣けてくるといった声を聞きます。花火大会は子どもたちもよい思い出に残るイベントだと思います。

花火大会の開催を楽しみにしてくださる皆様の寄附や県からの補助金で何とか開催してまいりましたが、青年団の減少などの事情で、残念ながらことしで最後になりました。恒例の花火が失われることで、落胆の声を多く聞きます。

そこで、秋季祭礼花火大会ではなく、宝達志水町のイベントとして、花火大会を他のイベントと同時に開催することはできないでしょうか。ほかに花火大会を継続できるような考えがないか伺いたします。

次に、集落の秋季祭礼について質問いたします。

各集落で毎年行われている秋祭りは、ことしの豊作を神に感謝し、来年も豊作の年にな

るようにと願いを込め、獅子舞が先導しみこしが集落内を回るお祭りです。しかし、近年は獅子舞に参加する子ども、青年団の減少で人員確保に大変苦勞している集落やあと数年後にはできなくなるのではないかという心配の声が上がっている集落も見受けられます。

集落の問題であります。町民にとって獅子舞は最も身近な伝統文化であり、今後も保存、継承していくべきだと思います。町の伝統芸能を残すためにも、町として継承や保存などの対策を検討してはいかがでしょうか。

次に、イノシシの捕獲奨励金について質問いたします。

有害鳥獣被害という問題は、出口の見えない大きな問題になっていると思われ。特にイノシシによる農作物及び人畜の被害は毎年起きており、損害ははかり知れません。対策としては捕獲し、数を減らす方法が一番有効だと思われ。被害を防止するためには、1頭でも多く減らすべきだと思います。

本町では、区域内において、イノシシの捕獲駆除した者に対し、捕獲奨励金を交付していますが、対象とする期間が4月1日から10月31日までの期間となっています。狩猟意欲を高めるためにも期間の延長を検討してはいかがでしょうか。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

まず、東間地区の花火は明治時代から受け継がれ、毎年町民を初め県内外から多く見物客が訪れる、まさに中秋の風物詩の一つとなっております。

町では、地域の活性化や交流人口の拡大につながる大切なイベントの一つとして、能登ふるさと博の事業補助金を活用し、支援を行っております。

近年は、東間地区の人手不足の影響から運営が困難となり、来年度以降は開催されないこととなっております。東間区や町内においても終了を惜しむ声があり、多くの方が東間の花火と親しんできた伝統ある行事が存続できないか、模索したいと考えております。

次に、集落の秋季祭礼についてですが、議員御指摘のとおり、近年は少子化の影響で獅子舞の担い手となる若者が減少しており、獅子舞の存続が難しい集落があります。このため、獅子舞を存続するに当たり、例えば祭礼を土曜日や日曜日に変更し、時間を短縮するなど、子どもや若者が参加しやすい日程にする工夫をしていると聞いております。

獅子舞は集落の伝統芸能でもあり、直接的に支援することは難しいかもしれませんが、

町として伝統芸能を後世に伝えるため、記録として残せないかなどの対策を集落と相談しながら検討していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、イノシシの捕獲奨励金についてですが、今年度のイノシシ捕獲の状況は、4月から10月末までの捕獲頭数が750頭であります。内訳としましては成獣が150頭、幼獣が600頭です。前年度は10月末まで508頭の捕獲であり、比較しますと242頭の増加となります。これは暖冬によりイノシシの数が増えたことが要因ではないかと推測しております。

町では、イノシシによる農作物及び人畜の被害防止を図るため、平成26年4月1日からイノシシ捕獲奨励金交付要綱を施行し、これまでに報奨金の額や交付対象の期間の改正を行いながら、現在に至っております。

今年度は、幸いにも農作物被害等の報告は受けておりませんが、今後も町としましては鳥獣害の被害防止に重点的に取り組むために、報奨金の交付期間の延長につきましては、これまでの経緯も踏まえつつ検討したいと考えております。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 農林水産課長 越野好則君。

〔農林水産課長 越野好則君 登壇〕

○農林水産課長（越野好則君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

イノシシ捕獲奨励金は、当初1年を通じて交付しておりました。町の財政的負担が大きくなってきたことなどから、町の有害鳥獣駆除隊と協議の結果、平成28年度に現在の単価に改定し、平成29年度から狩猟期間は奨励金を交付しない、現在の要綱となっております。

イノシシの捕獲奨励金は1頭に対し、国・町・JAはくいの3者から交付されています。内訳ですが、国は成獣で食肉処理施設に搬入されたものは9,000円、埋設処理や自家用消費に処理されたものは7,000円、幼獣が1,000円となっております。JAはくいは、成獣が3,000円、幼獣が2,000円となっております。町は成獣1万2,000円、幼獣1万円となっております。11月から翌年3月までの狩猟期間は、捕獲奨励金を交付しないこととなっております。ただし、国やJAはくいの奨励金は、狩猟期間であっても交付はされております。1頭当たりでは、成獣で1万円から1万2,000円、幼獣で3,000円の交付があります。

今年度の捕獲頭数及び捕獲奨励金は、750頭に対しまして約780万円となっております。これは全て町の単費となっております。

議員御質問の捕獲奨励金の期間延長につきましては、有害鳥獣駆除隊と協議の場を設け、

今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私は、2点について質問させていただきます。

まず最初に、R P Aの導入について。

R P Aとは、ロボット・プロセス・オートメーションの略語で、ホワイトカラーの業務をいわゆるロボットに代行させるソフトウェアのツールの象徴として使われております。

自治体でもR P Aの注目は高まっています。総務省の自治体戦略2040構想研究会は、約20年後に職員の数が半減しても、自治体としての機能を維持するためには、R P AやA Iなどの技術を活用することを提言しています。

総務省がことし5月に公表した最新の統計によりますと、実証実験を含めてR P Aを導入している自治体は都道府県が14団体、政令指定都市が8団体、その他の市区町村が59団体、そして業務の分野を見ると、行政改革や情報システム、福祉や税務などの導入が多く、自治体の導入が急速に広まっているということです。

このようなレポートが自治体から上がっておりますが、6月の質問で宝達志水町として取り組むとのことですが、現在までの状況とこれからの展開についてお教えてください。

次に、宝達志水中学のグラウンド整備についてお伺いいたします。

宝達志水町のグラウンド整備はよくなっていますが、強風のときの砂の舞い上がりが問題視されています。

ことし視察研修に訪れた高島町の中学校のグラウンド整備は、芝生とグラウンドがとてもよい状態で、生徒は楽しく授業をしているのを見てまいりました。そして、お聞きすると多くの資金はt o t oの補助金の事業だということですが、それを踏まえ宝達志水中学も芝生とグラウンドの整備の申請をしてはどうでしょうか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

まず、R P Aの導入については、本年6月議会において答弁させていただきとおおり、今年度試行導入を行い、その導入効果について検証を進めているところであります。具体的

には、全庁的にR P Aについての理解を深めるため、職員向けにデモンストレーションを実施するとともにR P Aの対象となる業務の選定のためにアンケート調査を実施してまいります。

現在、アンケート調査の結果を踏まえ、具体的な試験運用を行うための作業を進めているところであり、今後はR P Aの導入による作業時間の削減を初めとした業務改善効果について検証を行ってまいりたいと考えております。

なお、先般、県内市町におけるR P Aの導入状況についての報道がございましたが、導入済みとしているのが3市町、検討中としているのが11、導入なしとしているのが5つという状況でございました。

また、県外に目を向けますと、既に導入済みあるいは試験的な運用を行っているという自治体は増加傾向にあり、R P Aの導入は今後ますます拡大していくものと考えられます。

本町におきましても、こうした他の事例を参考にしつつ、現在行っている試行導入の結果を慎重に検証しながら、R P Aの導入が本町にとって効率的な調整運営の実現に寄与するものであると見込まれるものについて、本格的な導入について検証を進めてまいりたいと考えております。

次に、宝達中学校のグラウンド整備についてですが、現在の宝達中学校のグラウンドは水はけが悪く、昨年度グラウンドの南側半分の改善工事を実施しております。今後も水はけの悪い部分について計画的に改善工事を実施したいと考えております。

芝生化については、水はけの悪いままの状態では芝生を張ると、雨水が浸透するのに時間がかかり、グラウンドの使用に支障が生じることが懸念されます。

今後の小・中学校における教育、施設環境整備は、町の重要事業の優先度を考慮し、計画的に事業を実施していく必要があることから、宝達中学校の芝生とグラウンドの整備についても、その中で前向きに検討したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より災害関連について2点質問をさせていただきます。

1点目として、今年9月、台風15号から19号による記録的な大雨のために、他県では土砂崩れが発生をして、山間部から平地部が変わる部分で堤防が決壊をして、大災害となり

ましたが、当町においても今回のような大災害が起こる可能性があります。このような災害に少しでも早く対処するには、重機等の機械が必要となってくると思いますが、近年、建設作業従事者も減少しておる中、2007年、平成19年10月に旧押水町、志雄町建設業協会と協定を締結しておりますが、協定が実際の災害に適用できる内容かどうか、訓練を通じて検証してみてもはどうでしょうか。

また、建設業者だけでなく、その他の協定に対しても実効性を検証してみてもどうでしょうか、町長にお聞きいたします。

2点目として、消防団活動に対して大型化している、また多様化している災害に対して、訓練や研修の実施が必要となってくるのではないのでしょうか。

旧志雄地区においては、現在、役場車庫の一部を消防車格納庫として使用しておりますが、石川県ハザードマップによると、格納庫周辺のあたりは50センチ以上の浸水地区となっており、災害活動時の消防車使用に支障があります。現在消防団員の待機所、研修所、更衣室などがないたため、大変不便な思いをしていると聞いております。

このようなことから、消防車格納庫も含め移転する必要があると思います。候補地として、防災ヘリも離発着できる場所である吉野屋体育館周辺の空き施設を整備し、消防車格納庫も含め移転を考えますが、町長のお考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

平成19年10月に押水建設業協会及び志雄建設業協会と災害時等における応急対策工事に関する基本協定書及び細目協定書を締結しております。

協定では、応急対策工事を行うことが必要となる主な原因である豪雨、暴風、地震、その他の異常な自然災害、または緊急な対応を必要とすることが発生し、町が応急対策工事の実施を必要と認めたときに両協会へ出動要請を行うこととなっております。

実際の災害に適応できる内容かという点については、町では協定書に基づき業者から提出された応急対策工事实施体制表により、人員や資材、重機等の保有数等の状況を把握するとともに、昨年度は石川県防災総合訓練において、大型機械を使った訓練なども実施しております。また、災害発生時においても、建設業者に迅速な対応をしていただいております。

今後も引き続き建設業協会と連携し、有事の際には迅速な対応に努めていきたいと思っております。また、ほかの協定も含め実効性を検証するための訓練を検討してまいります。

次に、旧志雄地区における消防車格納庫についてですが、消防団の旧志雄地区分団の車庫は、県が公表した洪水浸水想定区域内にあります。万一の際には、消防団の車両や資機材が使用できず、機能を喪失するおそれがあること、また団員の安全についても懸念があります。

消防団は、地域に根差した地域防災のかなめであり、その拠点の立地については安全性や利便性、初動体制などさまざまな観点から検討する必要がありますので、御提案を参考の上、消防団と協議しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、町民の皆さん方から要望された2点について一般質問を行います。

まず、第1点目は、ことし秋の台風災害、大雨災害からの教訓をどうつかみ、どう対応するかという問題についてであります。

実は、私は先月11月12日と18日に二度、千曲川の土手が決壊した長野市内の長沼地区などに長靴を履いてスコップを持って泥上げのボランティアに行っていました。家の軒下に入り込んだ粘土質の泥上げと運搬、住宅地と隣接しているリンゴ園の木の根っこに空気を送り込むために木の周囲、半径約1.5メートルにたまった泥を取り除く作業であります。リンゴの木には、まだ赤々と熟しているリンゴがありましたが、1.7メートルの高さまでのものは、水につかったので全て廃棄処分にしてください。作業で喉が渇いても絶対に食べないでくださいと現地の方に言われ、被害の大きさを改めて認識しました。

昼食は決壊した土手から二、三百メートル離れた被災した地域の方の軒先をお借りして、お店がありませんから、持参したおにぎりを食べるのですが、近所の方々が集まってきて、一緒に昼食をとりながら、災害時の状況を語ってくれました。驚いたのは、数年前に役場が発表したハザードマップに基づいた防災対策と避難対策を地域町内会ごとに役場の職員と専門家も含め膝を突き合わせて知恵を出し合って住民がつくっていたということであり、計画をつくっただけでなく、水はけをよくするための側溝の整備、3階建ての頑丈な避難所の建設など、実際に計画が現実化されていたことでもあります。

加えて、川の異常な増水によって土手が対応し切れないということがあり得るということまで、専門家からの知識を役場は地域に発表し、地域と一緒に対策を真剣に立てていたことでもあります。

今回の土手の決壊という事態を受けて、この高い建物、広い頑丈な避難所が住民の命を救い、大きく役に立ったことを口々に語ってくれました。命を守ることに真面目な行政と地域力、そして専門家のアドバイスの合体が住民の命を守りました。

これとは反対に何両にもわたって水没した北陸新幹線の車両基地が同じ長野市内にあるのですが、地域の住民の方々がそこは水没の可能性があるから新幹線の車両基地としては適切地でないということやずっと指摘し続けてきたところに強引に建設し、今回の事態が引き起こされました。地域の人たちは科学的な見方よりも、個人の目先の利益を優先したからだと言っておられました。

さて、お聞きするのは、第1番目は、台風災害についての町行政の構えについてであります。

今回の台風19号などの影響で、全国で決壊した堤防のうち、国の管理する河川の全て、そして都道府県の管理する河川の大多数が今年の西日本豪雨を受けて実施されてきた政府の防災、減災のための3カ年緊急対策計画による緊急点検の対象外であったことが国会で明らかになったとされています。災害への認識を改めることを求められている事例ですが、担当課、事実かどうかお答えください。

次に、お聞きするのも、台風災害についての行政の構えについてであります。

私は宝達志水町内での台風による数カ所の水害を懸念し、台風19号上陸が言われていた5日前からさまざまなニュースでその進路を注視していました。そうすると、4日前の時点で、以前とは違いましてほぼ正確に台風の進路が予想されていたことに驚きました。気象に詳しい専門家にお聞きすると、スーパーコンピューターの飛躍的な計算力の発展が背景にあると言われました。台風19号にかかわらず、最近の多くの台風がほぼ正確にその進路と大きさが予想できる段階になっているというのは、避難勧告や対策にもいい影響を与えると考えますが、いかがでしょうか。

台風に対する行政の構えの問題に最後には、町長の構えについてお聞きいたします。

2011年3月11日に起こった東日本大震災のときに、私は日本列島が今後、数十年の間、地震の活動期になるという多くの専門家の言葉を紹介しながら、町行政の同じ認識を持ち、その対策を施すことを求める一般質問を行いました。

今回は、地球温暖化の問題がこれまで考えられなかった台風などの自然災害による大きな災害をどこにでももたらす時代に入っているというそういう認識を持って行政に臨む必要があると考えますがいかがでしょうか、町長にお聞きします。

次に、災害の時代に対応する施策についてお聞きします。きょうは台風被害の水害問題に絞ってお聞きします。

御存じのように、町の中央保育所建設計画予定地は、県が調査し、改めて発表した洪水浸水想定区域にかかり、建設の延期が余儀なくされています。石川県が管理責任のある二級河川のうち、今回発表したのは、役場近くを流れる二級河川子浦川1本だけであります。前田川、宝達川、相見川、大坪川、長者川などのその他の二級河川は対象外にされています。これでは宝達志水町でまともなハザードマップをつくることができないし、災害対策の計画、避難対策の計画をまともにつくることができません。町民への避難勧告も後回しになりかねません。県民の命を守るために町内全ての石川県の管理責任がある二級河川の洪水浸水想定を改めて調査し、発表することを強く石川県に求める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次は、防災災害情報の共有についてであります。

命を守るために素早く避難するためには、避難する対象者、避難する方が災害情報を一致させることが協力して助け合って避難するための必要条件であります。ところが、宝達志水町内の実態を見てみますと、区長さんのところに情報を伝える受信機があったりなかったり、防災情報を伝えるスマートフォンでの受信者が少なかったりして、協力して助け合って避難するための情報を共有するという、まさに前提条件が整っていません。これでは救える人も救えない、先ほど一般質問でありましたが、大丈夫だといってそこにとどまる方もおられるような状況であります。

防災災害情報を受信できるようスマートフォン利用者には積極的に働きかける必要がありますし、スマートフォンの利用率が低い高齢の方々と情報を共有するために、防災情報受信ラジオを無料配布するなどの措置が必要です。一人の町民も災害に遭わせないという熱意の問題だと思いますが、いかがでしょうか。

さて、ハザードマップが完成し、防災災害の情報の共有ができるようになったら、次は防災訓練です。防災士や消防分団を中心にした防災訓練が求められますが、実際に災害を想定した防災訓練がどれだけ行われているのでしょうか。

また、防災、減災を目的とした行政と地域ごとの懇談会を、専門家を加えながら開催し、

そのための要望事項の聞き取りを行っていくことが重要だと考えますがいかがでしょう。

最後に、災害のボランティアに行くと、必ずその地域住民から出されるのが、役場職員がもっと多くいたらという嘆きであります。災害の時代には、町の部署の編成も必要です。総務課の中の危機管理室というのは、余りにも時代錯誤過ぎます。危機管理課として十分に機能を発揮させることを時代が要請しています。そのためにも職員の増員が必要です。

同時に、第2次宝達志水町総合計画の中につけ足しでなく、目的とも言えるところに、防災計画を大きく位置づける必要があると考えますが、町長のお考えをお聞きします。

次の質問は、国民健康保険法第44条を法律の目的どおり、機能を発揮させる問題についてであります。

国民健康保険法第1条には、この法律は社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると書かれてあり、国民健康保険が社会保障の施策の一つと捉えることができる条文があります。国民健康保険制度が互助制度ではないことを第1条で規定しています。

そして、法第44条の中身が国民健康保険に加入している方が経済的事由により医療費の支払いが困難になったときに、病院窓口での支払いを免除してもらったり、減額してもらったり、支払いを猶予してもらえる、そんな制度が第44条です。この第44条の具体化を条例や内規に規定することが実は他県での裁判で確定したために、宝達志水町もそれを受けて、中西町長時代に内規として生み出されています。

それでは、お聞きします。

これまで町民の方がどれだけ国民健康保険法第44条に基づく医療費の病院窓口での減額免除、支払い猶予という制度を利用しておられるのか、教えてください。

そして、なぜその利用件数なのか、その原因についてもお考えをお聞かせください。

次に、医療費の減額免除制度は、実は公立病院だけで行っているわけではありません。これは国民健康保険法第44条とは違う法律です。生活保護法指定医療機関では、条件を満たせば無料低額診療制度といたしまして、受診された方が低所得の場合、病院窓口で医療費の支払いを減額したり、免除したりする、そんな制度があります。その場合にはその医療機関の固定資産税や不動産取得税の非課税など、優遇措置がその病院にされます。宝達志水病院などの公立の病院には固定資産税の減額などは利点にはなりません、国民健康保険法の第44条に基づく減額免除をすれば、その分は交付税措置の対象になります。その範囲を教えてください。同時に、町民の方で利用できる方の所得の範囲も教えてください。

次にお聞きするのは、宝達志水病院の病院窓口医療費の滞納額との関係で、この問題を

考えてみたいと思います。

そこで、宝達志水病院事務局長にお聞きしますが、医療保険ごとの滞納額と件数を教えてください。現在までの医療費の滞納額と件数ですね。

この問題の最後に、町長にお聞きします。

国民健康保険制度は、医療を受けるための国民皆保険制度の最後のとりでです。そして、低所得の方が多く加入している医療保険であります。ところが、加入していざ保険税、保険料を支払うとなると、サラリーマンの方々が加入している組合健保や役場の職員の方々が加入している共済保険の方々の保険料よりも約1.7倍の保険料がかかります。大きな矛盾であります。所得が低くなっているのに健康保険の保険料が1.7倍、ですから病院にかかりにくいという国民健康保険の方々の状況があります。

先ほど紹介しました都道府県や市町村立の病院以外の病院、いわゆる私立病院でも生活困難な方が経済的理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないようにと、無料低額診療制度をつくっていることを紹介しました。県内で実施している医療機関で無料低額診療制度を受けるには条件がありまして、4つぐらい御報告します。

介護保険の負担限度額認定者の第1から第3の方、負担限度額を利用している方ですね。2番目には、国民健康保険の減免制度の対象者、2割、5割、7割とありますね。3番目には、就学援助制度を利用している世帯の方、大体生活保護基準の1.3倍の所得の方ですね。4番目には、病気や障害を抱えているため、医療費の支払いが困難な方など、具体的にこのように書かれて広く規定されています。今だからこそ町民の方々が経済的理由によって、必要な医療を宝達志水病院で受ける機会を損なわないようにすることが重要であります。

国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担の減額免除規定を充実させることが今求められていると考えますが、町長はいかにお考えでしょうか。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、日本列島が災害の時代に入ったことを認識すべきとの御指摘についてですが、近年は大きな被害をもたらす自然災害が頻発していることを認識し、十分な対策が必要であると認識しております。職員の増員につきましては、状況を見据え検討してまいりたいと

存じます。

また、第2次総合計画において、防災対策にしっかりと取り組んでいくこととしております。

次に、国民健康保険法第44条に基づいて、町の要綱で定めている医療費の一部負担金の減額、免除規定の充実についてですが、国民健康保険法第44条は、市町村などは特別の理由がある被保険者で、保険医療機関などで一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、減額、免除または猶予の措置をとることができるとしております。

本町では、平成21年に制定した国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱の中で、災害等による資産への重大な損害や収入の著しい減少等があった場合に、町が必要と認めるときは一部負担金を減免できることとしております。

この要綱については、これまでも諸情勢に対応した改正を行っており、こうした対応とともに制度の周知を図っていきたいと考えております。また、困窮に関する相談に対しては、各種福祉施策により十分に対応してまいります。

その他の質問につきましては、所管の課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

台風19号の大雨により被災地において決壊した堤防で、国が管理する河川の全て、都道府県が管理する河川の大多数が防災、減災のための3カ年緊急対策による緊急点検の対象外であったとのことですが、国土交通省に問い合わせをしたところ、今国会で議論されていることは承知しているとの回答でありました。

次に、洪水浸水想定区域につきましては、水防法に基づき、平常時より洪水が想定される区域を指定、公表し、洪水時の避難の目安となる水位情報の通知などを行うため、沿線の人口、資産の度合いや浸水の被害等を考慮した水位周知河川に指定する必要があります。石川県では、管理する212河川のうち、28河川を水位周知河川に指定しております。宝達志水町では、県が管理する13河川のうち子浦川のみを対象となっております。

水位周知河川に指定された河川は、想定し得る最大規模の降雨を前提として浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間などを指定した洪水浸水想定区域を公表することが水防法で義

務づけられています。

ことし9月に子浦川洪水想定区域を石川県が公表しました。これで、県内で28河川全てが公表されました。

今後は地域住民の方々への情報提供や防災意識の向上を目指し、本町におけるその他の県管理河川においても、洪水浸水想定区域を指定してもらうため、石川県に対し、まずは水位周知河川の指定を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 危機管理室長 村井康志君。

〔危機管理室長 村井康志君 登壇〕

○危機管理室長（村井康志君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

御質問の今秋の台風災害からの教訓をどうつかみ、対応するかについて、台風19号上陸4日前の時点で、ほぼ正確に進路が予想されているように、最近の台風の予想は正確になっているについてであります。本町でも金沢地方気象台や石川県からの気象情報や防災情報を初め最新情報の入手と分析に努めており、台風等の予想情報においては、正確性が高いと認識しております。

スマートフォンなどの町からの防災情報受信者を増やし、それ以外のお宅に漏れなく防災情報受信ラジオを無料で配布し、情報の共有化を速やかに行うことが重要だについてありますが、初めに災害時における情報の共有化を速やかに行うことの重要性では、防災行政無線、安心ホットメールのほか、防災士や自主防災組織などからの呼びかけを通じて行っておりますが、全ての住民への周知では十分に図られないことは認識しております。

近隣市町の状況も参考に、さらなる普及に努めたいと考えております。

自然災害の被害、防災情報を町から発信して、地域防災士を中心に、災害想定して地域ごとの防災訓練を行うことが必要について、減災、防災を目的とした行政と地域ごとの懇談と要望事項を聞き取り、対応が重要だと考えるがいかにかについてありますが、各集落へは自主防災組織の設立や防災士の拡大に取り組んでいただいております。11月末現在で自主防災組織が18組織、防災士が119人という状況であります。一部の集落では、自主的な防災訓練も実施しており、訓練に伴う支援も実施しておりますが、今後におきまして町ができること、地域ができることなどを聞き取りや懇談会を踏まえまして、町と連携した訓練がどのようなことができるかを検討してまいりたいと存じます。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

国民健康保険法第44条は、同法第1条の社会保障及び国民保健の向上に寄与するを具体化したものということですが、国民健康保険法第1条は、同法の目的をあらわした条であります。

第44条は、市町村などは、特別の理由がある場合に減免などができる旨だけを記載した条ですが、議員御指摘のとおり法の目的の社会保障及び国民保健の向上に寄与するを具体化するための手段の一つであると考えます。

災害などにより、生活に困窮した世帯の負担の軽減を図るために、町でも要綱を制定し、そのことから重要な条であると考えます。

次に、これまでの町の一部負担金の減免、免除要綱の利用件数とその件数の現状の原因の質問であります。町で制定いたしました国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱は、平成21年11月に制定しております。

しかし、これにつきましては、被災等により該当となりますが、これまで町民の利用はありません。

その現状の原因であります。減免をするための被災等ではありますが、町で大きな災害がなかったこと、そして生活保護などの制度を紹介し、広く相談に対応していることもあると考えております。

一部負担金の減免制度につきましては、町ホームページに掲載しておりますが、今後も周知に努めていきたいと考えております。

次に、一部負担金の減免制度を利用したことによって得られる病院や町側の交付金などについてありますが、町側の利点について答弁させていただきます。

この制度を活用することによりまして、災害等により生活に困窮した世帯の負担が軽減されることですが、これをやった場合に国から減免に要した費用のうち、国の基準に適合した費用の一部に国の財政支援があることとなります。しかし、これにつきましてはその残りの分については保険料を使うということで、保険料に影響が出ることも考えられます。

次に、この要綱の減免基準につきましては、町の要綱では世帯主が災害などにより、死亡もしくは心身障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき、天候不良による不作、不漁などの理由で収入が著しく減少したとき、失業などにより収入が著しく減少した

とき、資産を活用しても一時的にその生活が困難となった場合に、町が必要と認めるときは減額、減免及び猶予を行うこととしております。また、減額、減免の判定につきましても、要綱で計算式を用いて明記しております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 税務課長 定免文江君。

〔税務課長 定免文江君 登壇〕

○税務課長（定免文江君） 11番 小島議員の御質問の無料低額診療事業を行う者に係る税制上の優遇措置についてお答えします。

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づいて、生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業で、第二種社会福祉事業として位置づけられております。

そして、この社会福祉事業である無料低額診療事業を行う者には、地方税法、また関係する政令や省令の規定により、社会福祉法人など、経営の主体によりますが、その事業の用に供する固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられております。

町税であります固定資産税におきましては、前事業年度に無料及び診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ人数が取り扱い患者の総延べ数の10%以上であるときは非課税、5%以上10%未満、2%以上5%未満は省令にそれぞれ規定する算定による部分について非課税とし、2%未満は課税とするものです。

なお、当町におきましては、この規定が適用される診療施設は現在ございません。

また、公立病院におきましては、受診者割合にかかわらず非課税となるものでございます。このため、宝達志水病院では、この制度のメリットはもともとないものとなります。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔宝達志水病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（濱中 豊君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

宝達志水町の一部負担金の未納の問題で健康保険別で見た滞納の金額と件数についての詳細の御質問でございますが、実は平成30年度末までの未収金の額と件数でございます。未納金の合計が256万2,647円、件数は57件でございます。加入保険別の内訳でございます。国民健康保険加入者については28件、140万8,240円、全体の大体55%程度になります。後

期高齢者医療保険につきましては9件、54万1,225円、全体の21.1%、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等を含めたいわゆる社保加入者は14件、47万6,168円となります。自費分で加入保険不明のものについては6件、13万7,014円、5.3%でございます。

先ほど減免規定を利用したことによる病院のメリットでございますが、本人負担額が減ることにより、家計が苦しいという理由での未収金が少なくなるというのが病院のメリットかなと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質問いたします。

これは課長の答弁でしたけれども、町長にお聞きしたらいいなと思って、お聞きするんですけども、先ほど水位周知河川をこれから求めていくと、子浦川だけがそうになっているけれども、ほかはなっていないから調査もしないんだよというふうな感じなんですけれども、本当に町民を守るときには、太いんですから、全ての二級河川で、どれだけの被害が想定されるか、どれだけの洪水がなされるかということをしないと、本当に逃げたところが被害を受けるという可能性がありますんで、ぜひ水位周知河川を幾つ求めるのか知りませんが、全部の二級河川で町長には頑張っていたらいいと思うんですよ。これちょっと答弁をお願いしたいんです。

そして、全部そろってハザードマップをやって、つくって、避難訓練するというやり方が私は一番命にとって合理的だと思います。

それと、2番目の国民健康保険なんですけれども、どうも宝達志水病院の赤字じゃないんですよ、黒字なんですけれども、宝達志水病院の一部負担金、医療費の払っていない方々というのが町の国民健康保険の法律の周知徹底だけの問題じゃなくて、これの中身の貧しさによって払えない、払っていない、そういう状況が見えるんですよね。

先ほど課長さんがおっしゃっておられたように、なぜゼロ件なのか、これを申請した人がゼロ件なのか、平成21年にできたんですよね。ゼロなのかということで周知徹底が不十分だったということをおっしゃられたけれども、私はむしろそれもそうでしょうけれども、やはり具体的につくらない。先ほどおっしゃられたように、必要に応じて利用できるとなっておりますよね。きっちりと規定していく、しかもどういう方が必要なのか、さっき税務課長がおっしゃられたように、無料低額診療は社会保障法、そして国民健康保険も社会保障

の一環ですよ。今なっておるんですけども、同じような割合で、同じような中身で低額の減額したり、免除したり、支払いを延期したりする必要があると思うんです。具体的にどういう場合が自分が当てはまって減額してもらえるのか、無料なのか、宝達志水病院に行ったらいいのかというのを、この中身まで私は徹底させることが必要だと思うんですよ。これをおつくりになる気はありませんか。

今難しい顔されたんでもう1回いいますよ。今では町が必要と認めた場合に宝達志水病院へ行って医療費の減額免除、そして支払い延期とできるんです。でも町が必要と認めただけでなく具体的に例えば先ほどの無料低額診療のところでお話ししたように、就学援助の家計で就学援助を受けているところ、これははっきりしているんです。生活保護世帯の所得が1.3倍ですよ、ここで規定されているのは。そういう具体的なものをつくっていく必要があると思うんですよ。そうしたらもっと命を守るために宝達志水病院にかかってもらえる、そうすることによって宝達志水病院の医療費の滞納というのも少なくなっていく、こういう思いで言っているんですけども、いかがですか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の再質問にお答えいたします。

全ての二級河川について周知の指定河川にということですけども、現在200余りの河川のうち現在指定されているのが28かな、1割少しということでごさいます、おっしゃるとおり全ての河川についてそのような指定がされた上にマップ等もあればいいんだろうと思います。しかしながら、現状を鑑みますに、直ちにそういったことが県だけの判断でできるということでもないということで、県にもそうですけれども、国に対してもまた要望していきますし、国を挙げて災害に対して安全な国づくり、そういうものが大事でございしますので、その一つとして取り組まれるように要望していきたいと考えております。

そして、医療費のことにつきましては、そういったことの取り決めが必要であるのかどうか、また現状のサービス等も総合的に踏まえた上で、検討できればと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 得意な方でいいですよ。松栄参事でいいですよ。同じ考えでしょ

うから、国保の問題については。県の判断で、町長、二級河川ですからできるんです。ほかの市町村はいいですよ、どうなろうとは言いませんが、とにかく町長として宝達志水町の県が管理して流れておる責任ある川をちゃんと調査して、洪水がどうなるかというのをはっきりさせろというのは、県の責任でできるんですよ、国まで要らないんです。そこをちょっと誤解のないように言っておきたいんですが、それを全部言うていただけるとかどうかということをお聞きしておるんです。そんな難しいことじゃないですよ、この町内だけでいいんですよ。

それともう一つは、国民健康保険においてやはり利用してもらわなくては意味がないんですよ。命を守るために所得が大変な人いろいろな医療費を払ったら、生活できんという年金の方もおいでいるんですよ。そういう方も含めてちゃんとそういうことを書いて利用できますよと言う。課長が言われなかったけれども、国は生活保護基準の1.1倍までですよ、交付税措置するというのは。1.1倍まであったら交付税で出しますよと言うとるんやけれども、でもそれ以上になると、国民健康保険の財政が大変になるという心配を課長さんは恐らくされておるんで、そういう答弁になったと思うんです。それは国民健康保険の会計じゃなくて、一般会計でやるべきなんですよ。住民全体、命を守るためですから、国民健康保険だけじゃないんです。一般会計です。社会保障の制度ですから、堂々と一般会計でやってもいいんですよ。

例えば無料低額診療でやっている大体生活保護基準の1.4倍から1.5倍までやっています。ただ、先ほど言いませんでしたけれども、期限は3カ月という期限を切つとるんですよ、聞いてみたら。ですから、そういう具体性を持って住民に訴えないとかからない、利用できないんです。せっかくつくった以前の町長が、一生懸命つくられた制度ですから、これはちゃんと住民を守る制度で具体的にやっていく必要、書いてこの人は利用できますよ、就学援助を受けていたら、その家のお母さん、おばあちゃんできるよというふうなことも具体的にわかりやすくすると利用できるんです。1.1倍を超えたところは、1.2倍、1.3倍、1.4倍になったところは、県にも協力を求めたらいいと思うんです。ないものは出せんと言うかもしれないけれども、これは出せと言わなだめですよ、要望として。そして町は一体どこまでできるかということも含めてやっていかなだめだと思うんですよ。

そのためにもこういう人が具体的に利用できますよということをつけましょう、書きましょうということをおっしゃっているんです。これ町長にこだわりません。参事でも副町長でも結構です。社会保障の制度ですよ、ためらうことないですよ。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質問にお答えをいたします。

町のものを全てというのは、もちろんわかるんですけども、町の方だけでいいのもわかるんですけども、実際県の判断でできるとはいえ、可能でないからなつとらんということが確かにありますので、そういった将来的にはそういう姿が望ましいということも含めた要望ですね。そういったことをしていきたいし、また県だけに求めるということでもない、そんなふうに思っていますということで、いろんな方面に要望はしてもいいのかなと思っています。

そして、2つ目のことですが、いろいろ即答は難しい件なんですけれども、十分に理解しておらんところもありますので、即答は難しいんですけども、どのような姿が望ましいか、現在利用されていないというのは、要望が、利用するほかのサービスがよいのか、利用しやすいとか、そんなふうな形もあるのかなという印象もありますので、いろんなことを考えて、また検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第25 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成30年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの認定8件について、決算特別委員会委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長 土上 猛君。

〔決算特別委員会委員長 土上 猛君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（土上 猛君） 委員長報告をさせていただきます。

令和元年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月7日、11日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第8号までの8件であります。

付託されました8会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め主要施策の成果などの説明書や財務関係書類により計数に誤りはないか、関係法規に適合しているか、費用対効果はどうかを主眼に、町執行部の説明を求め、慎重に審査した結果、採決において賛否は分かれてきましたが、本委員会として、認定第1号から認定第8号までの8件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう強く要望いたします。

1、予算時における事業目的に従って、決算時においては、適切にその事業評価ができるよう努力されたい。

2点目、滞納税や使用料などについては、滞納の理由を考慮した上で、解消できるよう取り組むとともに、その方策については他の自治体の対応も参考にし、全職員が共通認識のもと、関係課が連携を図りながらより一層その解消に努められたい。

3点目、実質単年度収支が近年黒字決算となっていることから、若者定住や少子化対策の観点から、子育て支援策をさらに充実するよう努められたいの3点であります。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第26 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第27 決算認定にかかる討論を行います。

討論はありませんか。

11番 小島昌治君。

[11番 小島昌治君 登壇]

○11番（小島昌治君） 平成30年度の決算について、反対討論を行います。

反対する決算は8つの決算中、認定第1号の一般会計歳入歳出決算、認定第4号の介護保険特別会計決算、認定第6号、第7号の上下水道会計決算の4つの決算であります。

以下4つは、他の4つは賛成いたします。

平成30年度は、労働者の実質賃金が5年前と比較して15万円も減っていることが厚生労働省の毎月勤労統計調査に示され、前年度に引き続き引き下がり続けています。消費税導入以来31年、OECD加盟の先進資本主義国の中で、日本は唯一経済成長できない国になっています。こういうときに住民の福祉と健康を守ることを規定した地方自治体の役割は重要です。

平成30年度の町一般会計予算は、まず3億8,000万円の基金を積み立てることが計上された予算となっております。町民の皆さんからは、ため込むよりも5,000万円使って下水道の引き下げに回せ、病児保育の実施で安心して子どもを預かってほしい、3,000万円使って小・中学生の兄弟姉妹2人目からの学校給食の無料化をやってほしい、65歳以上の障害を持つものが病院にかかったら65歳までは無料なのに65歳以後になると窓口で一旦お金を取ることをやめてほしい、国民健康保険税をせめてサラリーマンと同じレベルにまで引き下げてほしい、健康に生きるための公共施設の使用料金をなくしてほしい、年金額が低くて病院にかかるとう医療費の支払いで生活が心配だ、介護保険料や利用料金を下げてほしいという、こういう町民の皆さんの声に耳を傾け、実現に歩み出すべきであります。

特に下水道使用料金の高さは、他の市町村から宝達志水町に転居しようという方々にとって、また宝達志水町内に住み続けようという若者にとって、また実質引き下げ続けられている年金暮らしの方々にとっては、致命的な高さだということを町長はもっと自覚すべきであります。

先ほど北本議員が一般質問でも指摘されておりましたが、かほく市と宝達志水町は子育て支援というところでは、さほど変わりはありません。そうであるならば生活の周りの施策を点検する、このことが重要じゃないでしょうか。町民からは、本当に町内人口を増やそうとしているのか、こんな疑問が寄せられております。下水道料金は平成30年度1世帯500円だけの引き下げを行いました、焼け石に水だと町民からは指摘されているような

状況であります。

平成30年度は県内の市町村の会計状況を判断すると、2つの指標でとうとう、県内トップクラスの財政状況となっております。この宝達志水町よりも財政状況が悪い他の市や町で、先ほど挙げた町民の願いが部分的ですが、実施されているのです。問題は政治姿勢にあると指摘せざるを得ません。

介護保険に関してですが、介護度に応じた限度額を十分利用できるための利用料金の減額免除制度をつくるべきです。財源はあります。

住民の暮らしと健康、福祉を守るのが地方自治体の一番の仕事だという地方自治法どおりの自治を貫く姿勢を求め、決算認定についての反対討論を終わります。

以上。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成30年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、認定第2号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての認定2件を一括して採決いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第2号及び認定第3号の認定2件を一括して採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定です。認定第2号及び認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、認定第2号及び認定第3号の認定2件は、認定することに決定されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、認定第4号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、認定第5号 平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） したがって、認定第5号は認定することに決定されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、認定第6号 平成30年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について及び認定第7号 平成30年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についての認定2件を一括して採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第6号及び認定第7号の認定2件を一括して採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定です。認定第6号及び認定第7号の認定2件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、認定第6号及び認定第7号の認定2件は認定することに決定されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定されました。

◎議案の委員会付託

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。議案第50号から議案第64号までの議案15件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第50号から議案第64号までの議案15件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。委員会審査のため、明12月6日から12月12日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月6日から12月12日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（柴田 捷君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は12月13日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時07分散会

令和元年12月13日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	8 番	守 田 幸 則
3 番	松 浦 文 治	9 番	北 本 俊 一
4 番	林 稔	10 番	金 田 之 治
5 番	塚 本 勇 仁	11 番	小 島 昌 治
6 番	土 上 猛		

◎欠席議員

12 番 北 信 幸

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 金 田 成 人
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 松 栄 忍
参事兼財政課長 村 井 仁 志
危機管理室長 村 井 康 志
情報推進課長 村 山 敬 一
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 荒 井 雅 子
税務課長 定 免 文 江
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	小 川 智 子
農林水産課長	越 野 好 則
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事 務 局 長	濱 中 豊
教 育 長	北 山 茂 夫
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長	定 免 敏 彦
文化財室長	村 井 伸 行

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 委員長報告 |
| 日程第 2 | 委員長報告に対する質疑 |
| 日程第 3 | 討論 |
| 日程第 4 | 採決 |
| (追加日程) | |
| 日程第 1 | 発委第 2 号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書について (委員会提出) |
| 日程第 2 | 発委第 3 号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書について (委員会提出) |
| 日程第 3 | 提案理由の説明 |
| 日程第 4 | 議案に対する質疑 |
| 日程第 5 | 討論 |
| 日程第 6 | 採決 |
| 日程第 7 | 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査 |

◎開 議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

表彰の報告がありますので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（金田成人君） 全国町村議会議長会からの永年功労者表彰の報告をいたします。

30年以上在職者表彰、北 信幸議員。

以上でございます。（拍手）

なお、この表彰式は11月13日に開催されました全国町村議会議長会創立70周年記念式典の席上で行われました。

○議長（柴田 捷君） 北 信幸議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、12月5日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 小島昌治君。

〔病院運営特別委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、本委員会に付託されました案件について、去る12月6日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から細部にわたる説明及び報告を受けて、案件を慎重に審査した結果、補正予算関係の議案第57号及び損害賠償関係の議案第64号の議案2

件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては本委員会同様の御決議賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 林 稔君。

〔教育厚生常任委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（林 稔君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る12月9日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、放課後児童クラブの指導員の配置体制、児童・生徒の医療費増加の要因、マイナンバーの交付状況について多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から付託案件について説明を受け、各案件を審査した結果、補正予算関係の議案第50号から議案第53号の議案4件につきましてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、指定管理関係の議案第63号についてもいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、保育士の処遇を改善し、働きやすい環境づくりに努力するよう指定管理者と協議をされたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで各委員の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の過程と結果について御報告申し上げます、教育厚生常任委員長の報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 土上 猛君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 土上 猛君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（土上 猛君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る12月11日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

ます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、町総合計画基本構想の策定について、会計年度任用職員の現状人員、イノシシの捕獲状況と不法投棄による環境問題などについて質疑があり、審査が行われました。

町当局から付託案件について説明を受け、各案件を審査した結果、補正予算関係では議案第50号のほか議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、条例その他関係の議案第58号のほか議案4件についてもいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、町執行部は議会と相談し、議会の意見にも耳を傾けながら町政運営に努められたい、冬期の除雪対策は万全を期して取り組まれたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） これで委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これより議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第50号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第51号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第57号 令和元年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）までの議案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第51号から議案第57号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第51号から議案第57号までの議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第58号 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第59号 第2次宝達志水町総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第60号 宝達志水町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第61号 指定管理者の指定についてから議案第63号 指定管理者の指定についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第61号から議案第63号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第61号から議案第63号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第64号 和解に係る損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） それでは、追加日程第1 発委第2号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書及び追加日程第2 発委第3号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

病院運営特別委員会委員長 小島昌治君。

〔病院運営特別委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（小島昌治君） 発委第2号、発委第3号について提案理由の説明を申します。意見書案は、国と県にそれぞれ提出するものです。意見書案を読み上げて提案理由説明といたします。

地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書。

本年9月に国の医療構想に関するワーキンググループは、効率的で不足のない医療提供供給体制を構築するため、再編統合の議論が必要な医療機関として全国424の病院名リストを公表した。今回公表された病院は、全国一律の基準により選定され、過疎化や冬場の積雪といった個別事情が考慮されていないことから住民や医療従事者に対し、地域の病院が機械的に再編、統合されるのではないかと不安を与えているところである。また、リストの公表が原因で診療の場での医師と患者の信頼関係が壊れつつある事例が報告されている。よって、当町議会は次のことを強く要望する。

- 1、今回発表された424病院のリストを撤回すること。
 - 2、地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
- 以上。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

発委第2号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、発委第3号 地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（柴田 捷君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（柴田 捷君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後4時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

副 議 長 塚 本 勇 仁

署名議員 土 上 猛

署名議員 守 田 幸 則